

第2期御嵩町環境基本計画

令和7年3月
御嵩町



目次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画策定の経緯.....	1
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 対象とする環境施策の範囲.....	2
5. 対象地域.....	2
6. 計画の主体.....	3
7. 計画期間.....	3
8. 指標の設定について.....	3
第2章 施策方針	4
目標1 豊かな自然を育むまち	5
施策1 多様な生物との共生.....	6
施策2 里山・森林の活用.....	8
施策3 水と水辺のふれあい.....	9
施策4 農地の保全・管理.....	10
目標2 安心とやすらぎがあるまち	13
施策1 まちの景観を良くする.....	14
施策2 歴史・文化を伝える.....	15
施策3 人がやすらげるまちにする.....	16
施策4 生活環境を保全する.....	17
目標3 資源が循環するまち	20
施策1 ごみの発生を減らす.....	21

施策2 リサイクルを推進する.....	22
施策3 環境にやさしい物品を利用する.....	23
目標4 地球環境にやさしいまち.....	25
施策1 地球温暖化を防ぐ	26
施策2 水資源を守る.....	28
目標5 環境について考え行動するまち.....	30
施策1 環境に関する意識・知識を高める.....	31
施策2 環境情報を共有する.....	32
施策3 環境保全のための仕組みをつくる.....	34
第3章 計画の推進.....	36
1. 計画の推進体制	36
(1) 推進体制の考え方	36
(2) 施策方針の推進体制	36
2. 進行管理.....	38
(1) P D C Aサイクルの確立.....	38
(2) 取組予定と成果の情報発信.....	38
(3) 年次報告書の作成.....	38
資料編	40

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の背景

現在、地球規模での環境問題は、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、大気や水の汚染など、多岐にわたり深刻化しています。

我が国においても、開発や気候変動により生態系の破壊が進んでおり、生物多様性の保全が急務となっています。また、経済成長とともに進行してきた資源の大量消費と廃棄物の増加により、資源の循環利用が重要性を増しています。

中でも地球温暖化は、世界規模での最も深刻な環境問題の一つであり、温室効果ガスの増加に伴って、自然災害や農業・漁業への影響、健康被害など、多方面にわたるリスクが顕在化しています。

これに対する動きとして、我が国では、パリ協定採択後の平成28（2016）年5月に、「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。さらに令和3（2021）年4月には、地球温暖化対策計画を改定し、「2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明しました。県においても、「第5次岐阜県環境基本計画」や「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版」が策定され、具体的な削減目標が示されました。

このような背景を踏まえ本町では、町、事業者、そして住民が一丸となって取り組むべき環境政策の方向性を明確に示し、持続可能な社会の実現を目指していきます。また、全ての主体が共通の目標を持ち、一体となって取り組んでいきます。

2. 計画策定の経緯

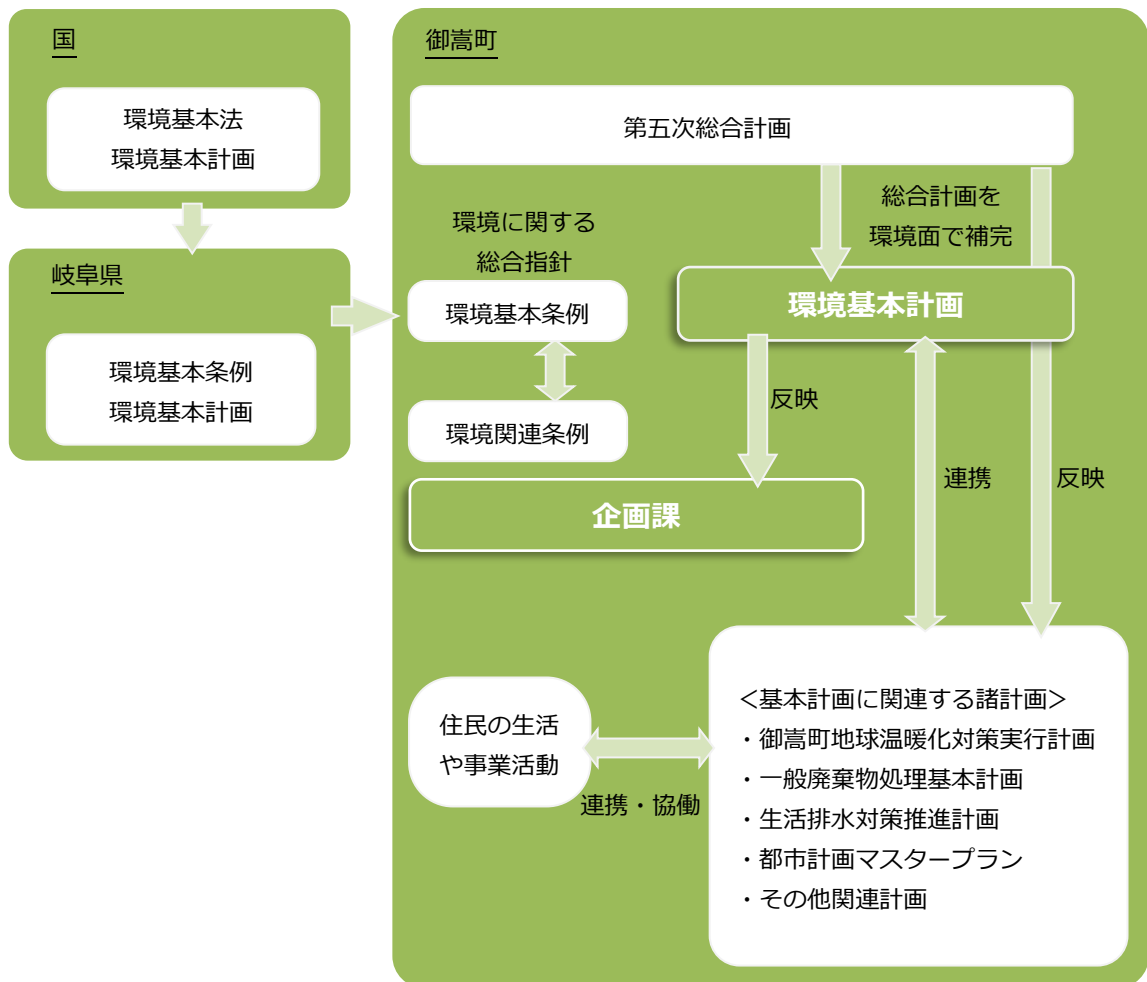
これまでの環境基本計画は、計画期間を平成17（2005）年度から令和6（2024）年度の20年間として策定され、2回の改訂を経て、平成29年に第三次改訂版が策定されました。第三次改訂版の計画期間が令和6年度に満期を迎えるため、今回新たに「第2期御嵩町環境基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

今回の策定では、アンケート調査を行った後、御嵩町環境審議会や環境モデル都市推進協議会のメンバーをはじめとしたワークショップを開き、現状や今後の取り組みについて議論し、そこで出た意見やアイデアを踏まえて策定しました。また、合わせて、「具体的な取り組み」（施策）についても、進捗状況や社会情勢等の変化を踏まえて見直しをしました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、平成15（2003）年4月1日に施行された御嵩町環境基本条例（以下、「環境基本条例」といいます。）第7条に基づく環境に関する総合指針であり、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

本計画は、環境基本条例の全文、基本的な考え方を受け、「安心して暮らせる町」を目指し、町、事業者、住民が一体となって、本町の環境の保全と創造を実現していくための具体的な施策方向を定めたものです。



4. 対象とする環境施策の範囲

本計画は、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」の分野において町、事業者、住民が連携して、環境の保全と創造を推進する指針となるものです。環境学習、環境教育、環境保全活動等のための人づくりが縦横な基盤になるととらえて、「学習・参加」も含めた施策を実施していきます。

5. 対象地域

本計画の対象地域は、御嵩町全域とします。なお、本町だけでは解決できない問題については、近隣自治体や関連機関などとの調整を図っていきます。

6. 計画の主体

本計画の主体は、町（行政）、事業者、住民です。

多様化かつ複雑化する現在の環境分野に対応していくためには、計画の主体である町、事業者、住民が協力して、様々な取り組みを進めていくことが必要です。町、事業者、住民が各々の役割を果たすとともに、パートナーシップに基づく協働により本計画を推進していきます。

7. 計画期間

本計画は、その計画期間を令和7（2025）年度から令和16（2034）年度の10年間とします。

	R4	R5	R6	R7			R16	R17	R18	R19
環境基本計画 第三次改訂版	■									
第2期環境基本 計画				➡						
第2期環境基本 計画 改訂版							■			

8. 指標の設定について

本計画「第2章 施策方針」では、「施策の進捗を確認するための指標」を設定し、進捗管理を行います。また、本指標は、御嵩町環境基本計画第三次改訂版における重点エコプロジェクトの達成状況及び御嵩町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第三次改訂版における進行管理指標と統合し、本計画において一元的に管理するものとします。

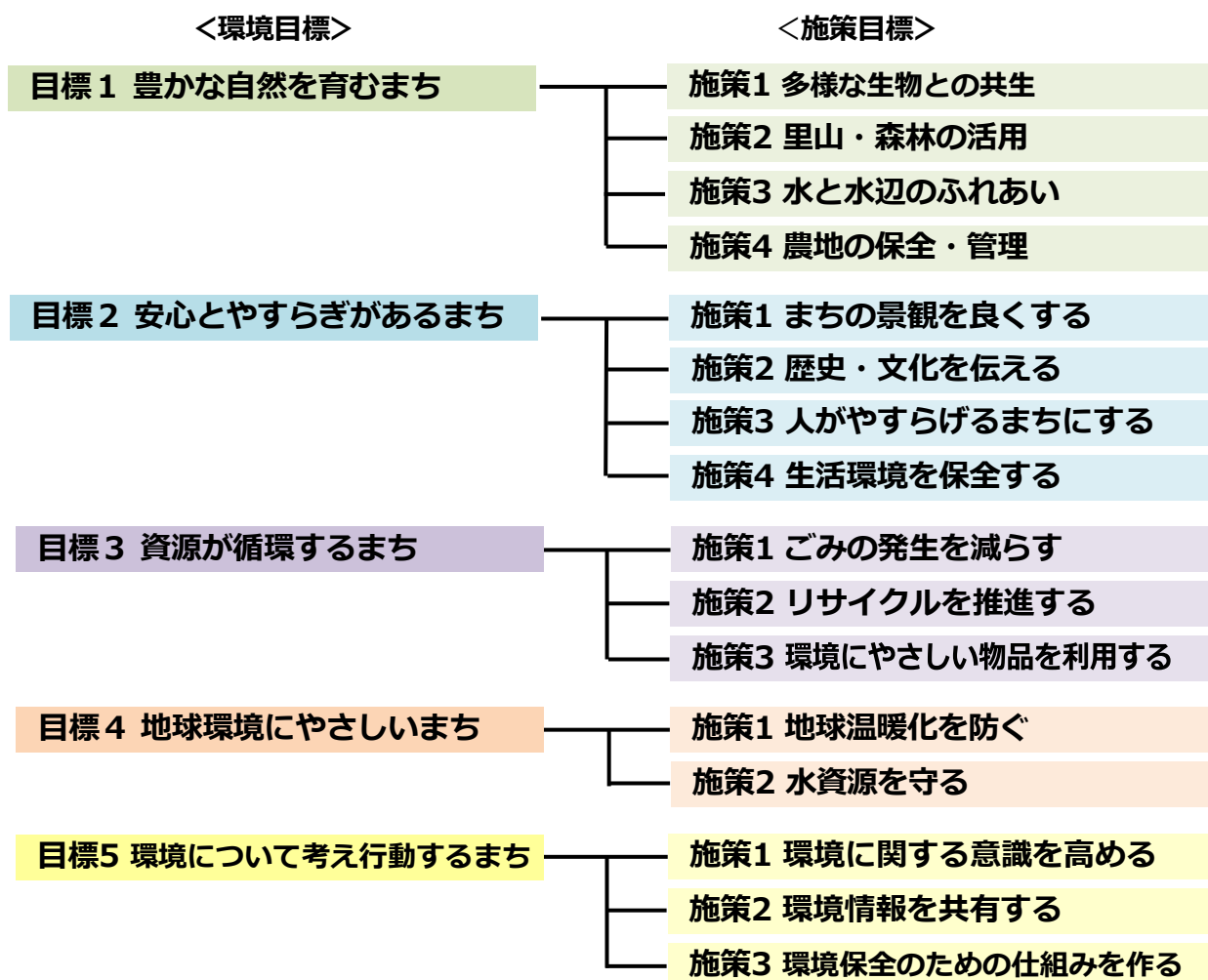
第 2 章 施策方針

この章で掲げる「施策方針」は、環境基本計画の期間である令和16（2034）年度末までに、めざす環境像へ近づけるために着実に取り組んでいく施策を示しています。本計画では、前回の環境基本計画から引き続きめざしている環境像と、5つの柱（環境目標）、66の施策を掲げています。

また、本計画の推進のために、随時、進捗状況を把握するとともに見直しを図ります。

【めざす環境像】

自然と共生し 歴史・文化を未来にひきつぐ 里山のまち みたけ



目標 1 豊かな自然を育むまち

「豊かな自然を育むまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

施策の体系

	【施策目標】	【施策の方向】
施策1	多様な生物との共生	1 生物に関する情報を蓄積する
		2 生物と親しむための仕組みをつくる
		3 生物が生息できる環境を整える
施策2	里山・森林の活用	1 適正な森林整備を行う
		2 里山・森林保全の啓発と体験活動を実施する
施策3	水と水辺のふれあい	1 川をきれいにする
		2 景観をよくする
施策4	農地の保全・管理	1 農地の保全・管理・有効活用を図る
		2 環境にやさしい農業を促進する
		3 地産地消を促進する

目標 1 に関連するSDGsゴール



第 2 章 施策方針

施策 1 多様な生物との共生

本町はこれまで、環境基本条例に基づき、生物の多様性の確保を図るため、町内に生息・生育する動植物の調査を実施し、町独自のレッドデータブックを作成するなど、動植物の保護・保全に努めてきました。

今後も、必要に応じて生物の実態を把握し整理するとともに、希少野生生物保護条例などに基づき、野生動植物が生息できる環境を整えていきます。

1 生物に関する情報を蓄積する

施策 No	施策名	施策内容
1	御嵩町版レッドデータブックの活用	住民、事業者、生物環境アドバイザー、有識者などの意見を参考に、「レッドデータブック策定委員会」を母体とし、必要に応じて御嵩町版レッドデータブックを改訂するとともに、環境教育などに活用します。

2 生物と親しむための仕組みをつくる

施策 No	施策名	施策内容
2	希少野生生物の保護	希少野生生物保護条例を適切に運用していくとともに、必要に応じ、町指定希少野生生物の指定について検討していきます。また、希少野生生物保護監視員、生物環境アドバイザー、自然環境保護団体、住民からの情報により希少野生生物に関する情報を把握し発信するとともに、盗掘などにより個体数が減少している希少野生生物の保護対策などを検討します。
3	みたけの森や前沢湿地などの整備	多くの動植物が生育するみたけの森や前沢湿地などを整備し、環境学習などで活用していきます。整備にあたっては有識者のアドバイスのもと、ボランティア団体などとも連携して行います。また、みたけの森利用者へ保全の啓発なども行います。
4	生物育成活動の推進	水生生物の観察などといった環境学習を学校教育や生涯学習の場で展開するとともに、環境イベントなどでは生物への関心を高める周知・啓発を行い、住民の生物育成活動への参加を促進します。
5	在来種の保護	生物多様性基本法に則り、外来種が生態系に及ぼす影響などを周知・啓発することによって、地域の生態系を保全し在来種を守ります。

第 2 章 施策方針

6	公共工事における環境配慮の実施	公共工事を行う際には、「御嵩町公共事業における配慮指針」に基づいた環境調査を実施（大規模なものについては、現地調査）し、貴重な生物を保護するよう努めます。また、必要な場合は住民や事業者による生物移転などの協力を要請します。
7	事業者による自然環境配慮の促進	自然環境に関する情報の提供や自然環境に配慮した事業の実施（農薬の使用抑制、工場排水の浄化など）を要請し、事業者による自然環境配慮を促進します。

3 生物が生息できる環境を整える

施策 No	施策名	施策内容
8	生物の生息場所の保全	生物環境アドバイザーや有識者などの協力により、ホタルやメダカ、野鳥などの生息場所の環境整備について、アドバイスのもと、生息場所の保全を図ります。

町民の声 ～多様な生物との共生に関して～

令和6年7月21日開催された御嵩町環境基本計画策定会議では、町民から様々な意見が寄せられました。「町民の声」として紹介します。

みたけの森を楽しんでほしい！

見かける昆虫の種類が変わってきている。環境が変わったから？

獣害対策にジビエを利用したい。

外来生物が増えた。

レッドデータブックの改訂は重要だが、希少動植物を採りに来る人がいるので心配。公表の仕方は工夫しないとイケない。

施策 2 里山・森林の活用

里山や森林は、住民の暮らしと密接に結びついており、生物の生息地となるだけでなく、水や空気の浄化など、多様な環境保全のための役割を果たしていますが、近年では、里山や森林の荒廃が進んでいます。

令和 4 年度に実施した環境へのアンケートによると本町の住民は、町が優先的に取り組むべきことは森林や里山の保全だと考えています。そのため、里山や森林の再生・適正管理や、間伐材等の活用に取り組んでいきます。

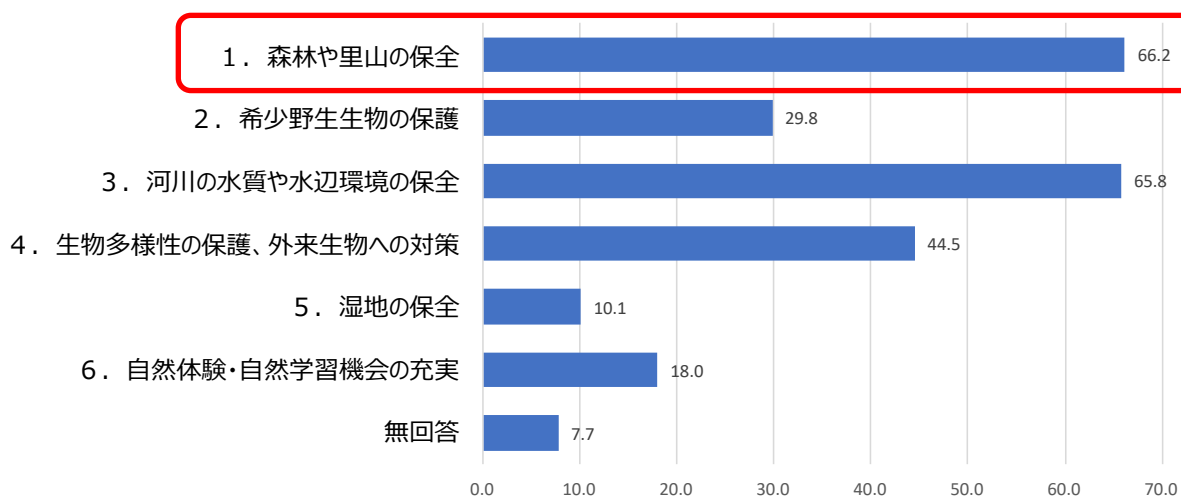


図 優先的に取り組むべき自然環境の保全

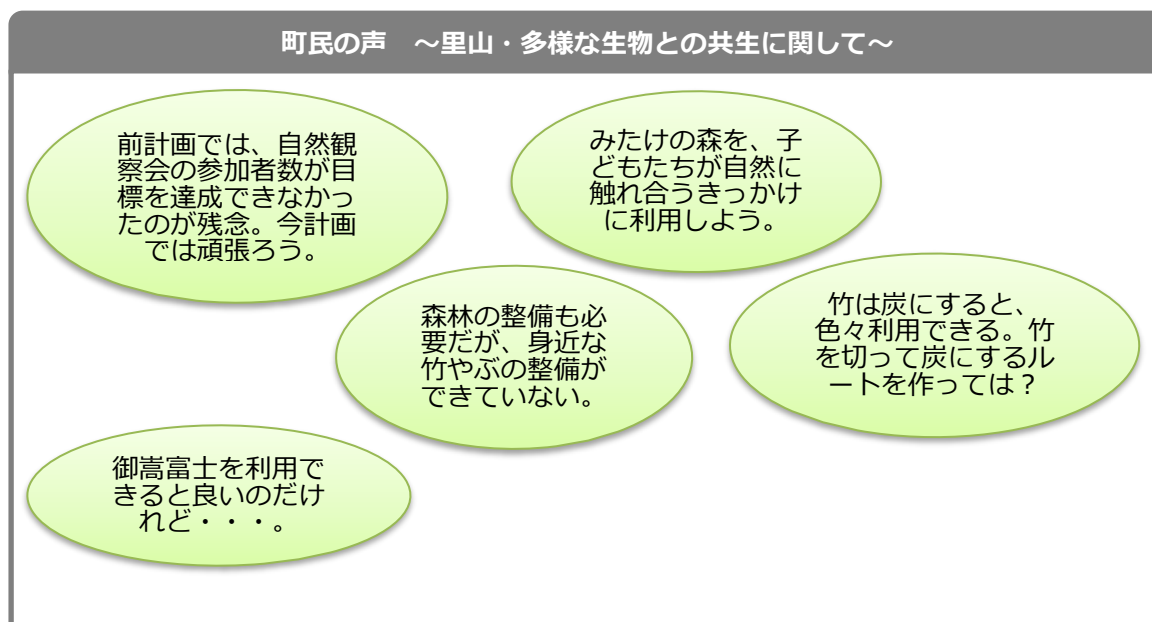
1 適正な森林整備を行う

施策 No	施策名	施策内容
9	御嵩町森林整備計画の遵守	町森林整備計画を遵守し、適正な森林施業の実施や森林の保全を行い、森林が持つ機能（保水機能を含む）の向上を図ります。
10	森林や里山整備の体制づくり	住民、有識者、町などが協力して森林・竹林や里山整備を行う体制を構築するため、意見を交換する機会の確保に努めます。

第 2 章 施策方針

2 里山・森林保全の啓発と体験活動を実施する

施策 No	施策名	施策内容
11	里山・森林整備ボランティアの活用と体験活動の実施	植栽や、下刈り・除伐などを行う里山・森林整備ボランティア（水土里隊など）を募ることにより、町有林の整備や森林資源の活用を図るとともに、体験活動等のイベントを通して住民の里山や森林に対する意識高揚を図ります。
12	間伐材や竹の有効利用による里山の保全	町有林の間伐材や、繁殖力が強く既存の植生を脅かしている竹の有効利用を図ることで里山の保全に努めます。



施策 3 水と水辺のふれあい

本町を東西に流れる可児川などの河川は、住民にとって貴重な水とのふれあいの場であり、水環境悪化の防止対策が求められています。

住民は森林や里山の保全に加え水辺環境の保全も重要視しているため、本町では、川やため池をはじめとする水と水辺を守るとともに、自然景観に配慮した川づくりを進めていきます。

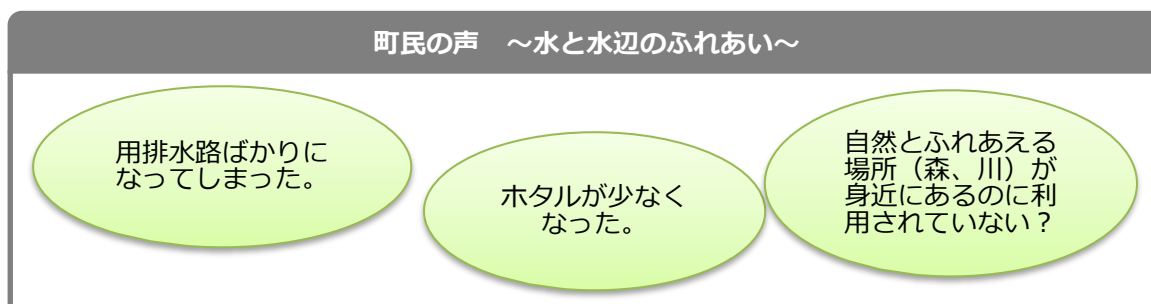
第 2 章 施策方針

1 川をきれいにする

施策 No	施策名	施策内容
13	下水道・合併浄化槽の普及	生活排水による河川の汚濁を抑制するために、公共下水道への接続促進や、補助制度の活用による合併処理浄化槽の普及を推進します。
14	生活排水対策の推進	合成洗剤の適正な使用、調理くずや油を流さないといった家庭でできる生活排水対策についての啓発により、家庭排水の汚濁を低減します。
15	水をきれいにする意識の向上と河川清掃活動の促進	可児川や湧水の水質の定期的な公表や、各小中学校での環境教育やカワゲラウォッチングの実施により身近な水とのふれあいを通じて住民の水環境の保全に対する意識を高めます。また、可児川クリーンキャンペーンなどを住民に周知して、住民参加の河川清掃活動を継続します。

2 景観をよくする

施策 No	施策名	施策内容
16	自然景観を考慮した河川改修	河川改修時には、説明会などにより地域住民の意見も取り入れ、自然景観を考慮した河川改修に努めます。



施策4 農地の保全・管理

近年、どの経営耕地規模でも農家が減少しており、農業の担い手不足が深刻化しています。さらに高齢化や担い手不足により農地の荒廃が進んでいます。農地の減少や荒廃は、周辺環境の悪化に結びつくものであるといえます。

また、これまで使われてきた化学肥料や農薬の使用は農地の土壌に様々な影響を与えていると考えられます。

第 2 章 施策方針

そのため、周辺地域の状況を判断しながら農業の振興を含めた農地の保全・有効活用や、環境にやさしい農業の展開、地産地消の推進を図っていきます。

1 農地の保全・管理・有効活用を図る

施策 No	施策名	施策内容
17	農業基盤の充実と農地転用の判断	ため池整備事業や用排水対策事業の促進により、農地の保全や農業基盤の充実を図るとともに、農地の保全という観点から「農業振興地域」、「農用地区域」からの転用を、利用目的、土地の条件、周辺農地に与える影響、社会情勢の変化などについて総合的に判断します。
18	農業の担い手情報等の収集と円滑な提供	農業関係団体との連携のもと、経営規模拡大を望む就農者、後継者不在などの問題を抱える農家などの情報を集約し、情報提供を図ります。また、町民菜園制度の周知を行い、農業への理解を深めるきっかけを作ります。

2 環境にやさしい農業を促進する

施策 No	施策名	施策内容
19	有機農法・減農薬農業などの検討	従来と比べて農薬、化学肥料を使用しない有機農法・減農薬農業を農業関係団体と討議するほか、減農薬・減化学肥料による米作り、野菜作りを奨励し、付加価値の高い農作物の育成を検討します。

3 地産地消を促進する

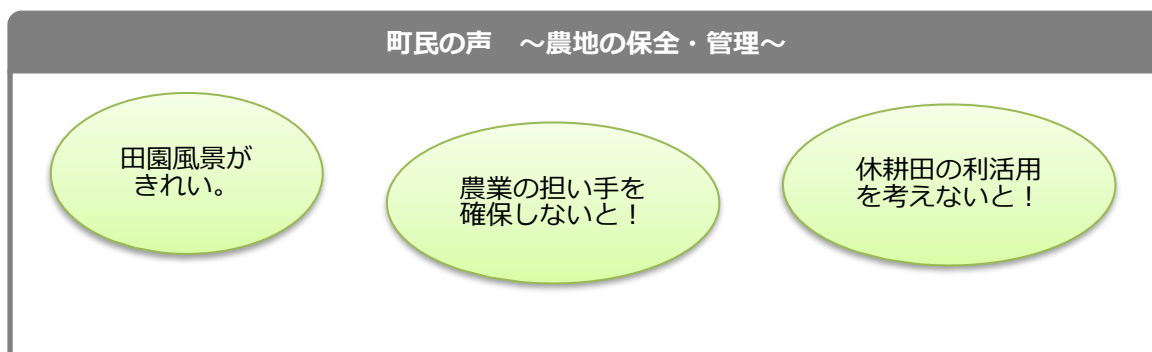
施策 No	施策名	施策内容
20	地産品の販売ルートの整備と地消の拡大	農産物（米、野菜など）の地元消費を拡大するため、地元農産物の加工、販売を行う組織と協力していきます。また、農家などと連携して、地域で採れた食材の学校給食への利用を拡大し、地産地消を推進します。

第 2 章 施策方針

▶▶ 施策の進捗を確認するための指標

「目標 1 豊かな自然を育むまち」の進捗や成果を評価するため、以下の項目を指標として設定します。

指標	現況値	目標値	単位
御嵩町版レッドデータブックの調査、改訂	平成25年度改訂	調査、改訂	—
みたけの森などで自然観察会や生き物調査などの実施回数	5	5	講座
希少野生生物などが生息する貴重な場の整備か所	1	2	か所
森林経営信託方式による森林整備面積の増加	264.32	340.54	ha
環境教育施設拠点数（企業の森）	5	5	か所



目標 2 安心とやすらぎがあるまち

「安心とやすらぎがあるまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

施策の体系

	【施策目標】		【施策の方向】
施策1	まちの景観を良くする	1	まちのごみをなくす
		2	まちの緑や花を増やす
施策2	歴史・文化を伝える	1	文化財を守る
		2	文化、伝統に対する意識を高める
施策3	人がやすらげるまちにする	1	公園を整備する
		2	自然とふれあう機会を増やす
施策4	生活環境を保全する	1	身近な公害を防ぐ

目標 2 に関連する SDGs ゴール



施策 1 まちの景観を良くする

豊かな自然と中山道宿場町の趣ある町並みが共存する本町の景観は、住民が誇ることができる貴重で価値のある資源です。アンケート結果によると、特に若い人ほど町の景観は美しいと感じており、ポイ捨ての防止について優先的に取り組むべきだという意見が多くありました。

そのため、ポイ捨ての防止をはじめとした身近な美化・緑化の取組を行い、将来にわたって町並みを保全しながらさらに美しいまちづくりを進めていきます。

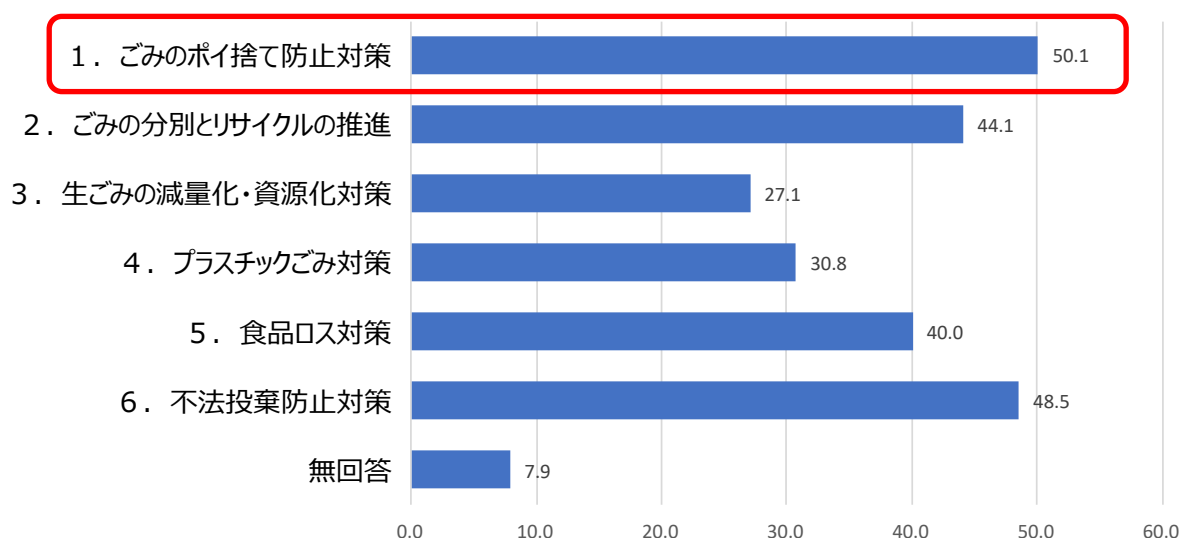


図 優先的に取り組むべきごみの減量化やリサイクル

1 まちのごみをなくす

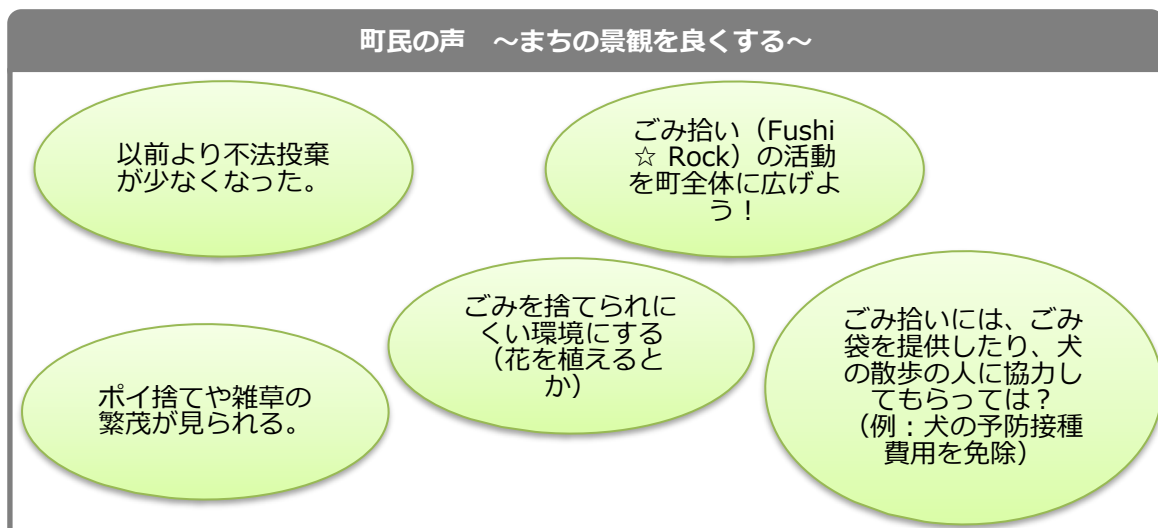
施策 No	施策名	施策内容
21	ポイ捨て・不法投棄の防止	「御嵩町ごみのない清潔で快適なまちづくり条例」に基づき、意識啓発や指導、支援を通じて、住民、事業者等のポイ捨て及び不法投棄防止のため、不法投棄防止看板の配布や不法投棄パトロールのほか、空き地の適正な管理を促進し、清潔なまちづくりを推進します。
22	町内清掃・事業所周辺の美化活動の促進	全町で行っている町内一斉清掃を継続して実施するとともに、自治会単位での取り組みの支援により参加者や開催機会の拡大を図ります。また、「環境の保全と創造に関する協定」の締結により、事業者による事業所周辺の積極的な美化活動を促進します。

第 2 章 施策方針

23	飼い犬等のふん害の防止	「御高町飼い犬等のふん害の防止に関する条例」に基づき、啓発看板や広報紙などによる周知を行うことで、ペット飼育者のマナーの向上を図り、ふん害を減らします。
----	-------------	--

2 まちの緑や花を増やす

施策 No	施策名	施策内容
24	緑豊かな町並みの形成	公共施設及び各家庭での緑化を推進して、緑豊かな町並みを形成します。
25	花かざり運動の推進	花苗の自治会への配布などにより住民意識を高め、地域住民による花かざり運動を推進します。



施策 2 歴史・文化を伝える

本町は、中山道や御嶽宿・伏見宿の宿場跡を中心として多様な歴史や文化が残っています。そして、これらをまちづくりに活用することは、本町の魅力を多くの人に伝えることに役立ちます。町民へのアンケート結果からも、町に対して「歴史的・文化的な雰囲気がある」ことに満足していることがわかりました。

そのため、本町の歴史や文化の価値を理解するとともに、保全・継承を図る取り組みを進めます。

第 2 章 施策方針

1 文化財を守る

施策 No	施策名	施策内容
26	文化財の保護・監視と文化財に対する意識の高揚	貴重な文化財を後世に伝えていくため、文化財や歴史的建造物の保護・監視などの継続を図るほか、必要に応じて適切な修復・助言などを行うとともに、「中山道みたけ館」を中心に情報提供と学習機会の場を提供し、住民の文化財に対する知識と理解を深めます。
27	名木等の保全	町の名木等に認定された歴史的・生態的な価値がある樹木などについては、所有者などにより保全されるとともに住民の自然保護への関心を高めます。

2 文化、伝統に対する意識を高める

施策 No	施策名	施策内容
28	文化、伝統に対する意識の高揚	町の歴史や文化についての講座などを住民主体で実施することで、町の文化、伝統に対する理解を深めていきます。また、町は、住民が計画・参加し、楽しめる全町的なイベントが継続して開催されるよう支援し、ふるさと意識の高揚を図ります。

町民の声 ～歴史・文化を伝える～

中山道の宿場町という歴史を、環境と観光に、資源として活用できないかな。

中山道沿いにハナノキ・シデコブシ・ヒトツバタゴなど、この地域特有の木を植えて観光名所にしては？

施策3 人がやすらげるまちにする

公園は、身近に自然とふれあい、やすらぐことのできる場所です。しかし本町は公園が少なく、公園などの身近な憩いの場に対する町民の満足度も高くありません。一方で、里山や自然が豊かで美しいことに対しては、とても満足度が高いです。

第 2 章 施策方針

そのため、住民がやすらぐことのできる公園の整備や、自然とふれあえる場となる自然歩道の整備・活用を進めていきます。

1 公園を整備する

施策 No	施策名	施策内容
29	身近な公園づくりの推進	児童公園などの施設を充実し、街区公園として利用するなど、住民に身近な街区公園及び近隣公園づくりを推進します。
30	都市公園の整備	都市公園である南山総合公園の施設管理や遊具の点検を継続し、安心・安全な住民の憩いの場として長寿命化を図ります。

2 自然とふれあう機会を増やす

施策 No	施策名	施策内容
31	東海自然歩道の活用	整備計画に従って東海自然歩道を整備し、環境・景観の保全や、利用者の増加を図っていきます。歩道周辺の森林に関しては、町有林については町にて整備を推進し、私有林については必要に応じて所有者に整備の協力を要請します。

町民の声 ～人がやすらげるまちにする～

川や山などに人が入れる場所を作っては？

安心して遊べる場所がない。

何か整備を始めたら、最後まで管理しよう！

施策4 生活環境を保全する

令和5年度の御嵩町環境汚染総合調査結果報告書では、河川の水質調査について、過去から大きな変化もなく良好な状態とあります。また、アンケート結果からも、住民は土壌や地下水の汚染防止対策を優先するべきだと考えていることがわかります。このように本町では、公害について現在大きな問題は起きていませんが、有害物質などによる

第 2 章 施策方針

潜在的な環境汚染については引き続き注視していく必要があります。

そのため、各種の対策を複合的に行うとともに、公害防止協定の締結を進めるなど、良好な生活環境を保全していきます。

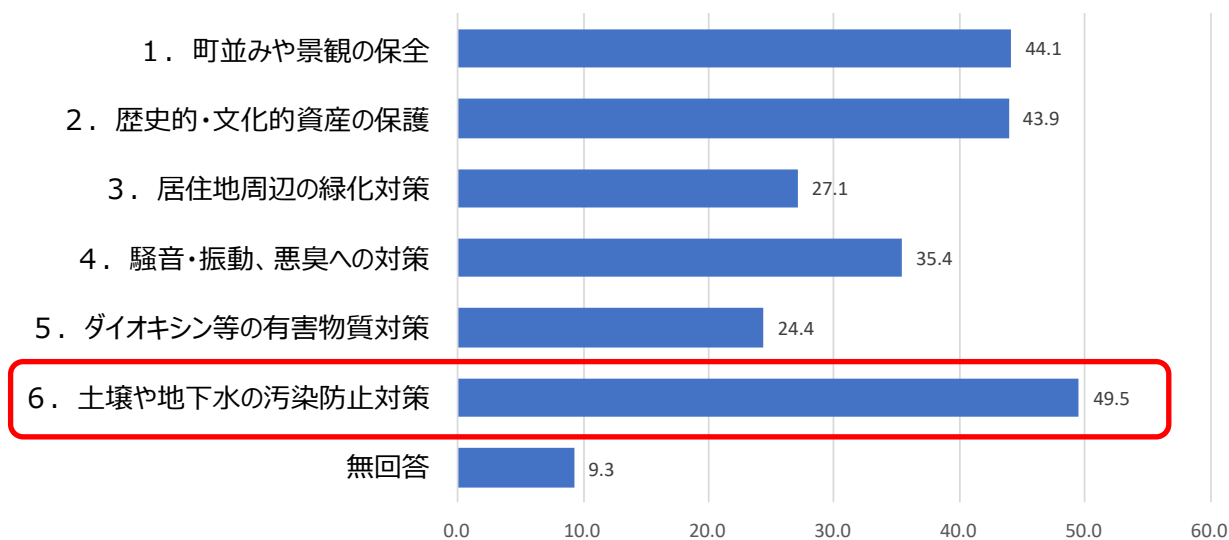


図 優先的に取り組むべき身近な生活環境の保全

1 身近な公害を防ぐ

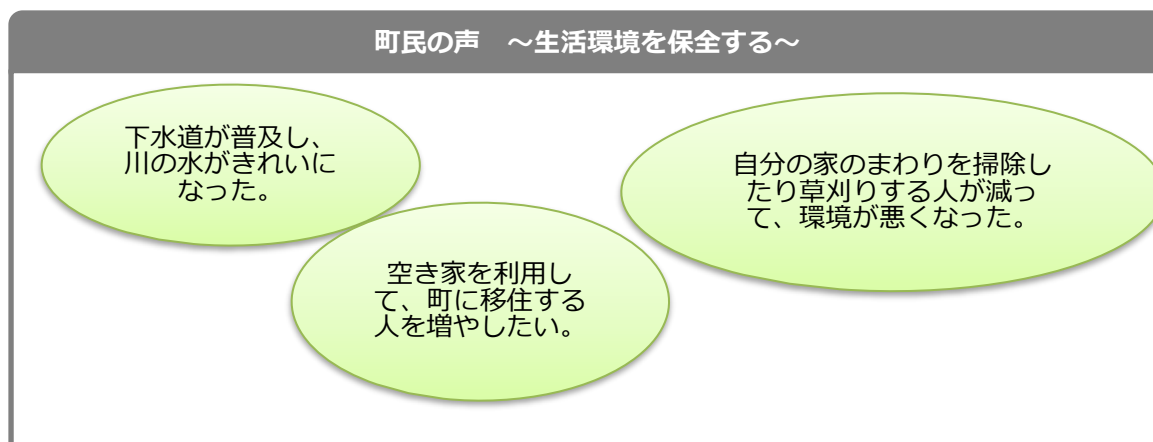
施策 No	施策名	施策内容
32	野焼きの防止	廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止となっている野焼きに対して、周知・啓発・指導を行います。
33	工場・事業所の公害防止協定などの締結	公害防止の観点から、工場・事業所に対し、法令に基づく規制・指導を適正に行っていきます。また、「公害防止協定」や「環境の保全と創造に関する協定」の締結による、自主的な環境保全活動の促進により、工場・事業所の公害を防止するだけでなく、積極的な環境負荷の低減にも取り組んでいきます。協定を締結した工場・事業所の活動内容を広報紙などで積極的にPRし、協定を締結する事業所を増やすよう啓発します。
34	環境の監視・測定	町環境汚染総合調査（町内の河川水質汚濁、河川農薬など）による環境の監視・測定を実施します。

第 2 章 施策方針

▶▶ 施策の進捗を確認するための指標

「目標 2 安心とやすらぎがあるまち」の進捗や成果を評価するため、以下の項目を指標として設定します。

指標	現況値	目標値	単位
野焼きの苦情対応回数	10	事業を継続	回/年
東海自然歩道の整備	36	事業を継続	回/年
環境の保全と創造に関する協定締結事業所の活動周知	6	事業を継続	回/年
町内河川の水質の維持	基準値以内	基準値以内	-



目標3 資源が循環するまち

「資源が循環するまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

施策の体系

	【施策目標】		【施策の方向】
施策1	ごみの発生を減らす	1	ごみを出さない
		2	ごみを分別する
		3	ごみを減らす
施策2	リサイクル等を推進する	1	資源物の回収を促進する
		2	再利用を促進する
		3	家庭系ごみの適正処理を推進する
施策3	環境にやさしい物品を利用する	1	グリーン購入等を推進する

目標3に関連するSDGsゴール



第 2 章 施策方針

施策 1 ごみの発生を減らす

本町では、プラスチック類の分別などを進めており、可燃ごみをはじめとしたごみの排出量は減少しつつありました。令和 2 年は、新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、ごみの年間総収集量が前年を上回ってしまいましたが、その後は減少傾向が続いています。

ごみを排出することは、資源を消費することや、廃棄物処理場を圧迫することにつながっています。そこで、Reduce（減量）を基調とした家庭でのごみの減量を推進しつつ、公共工事における廃棄物の排出抑制を進めていきます。

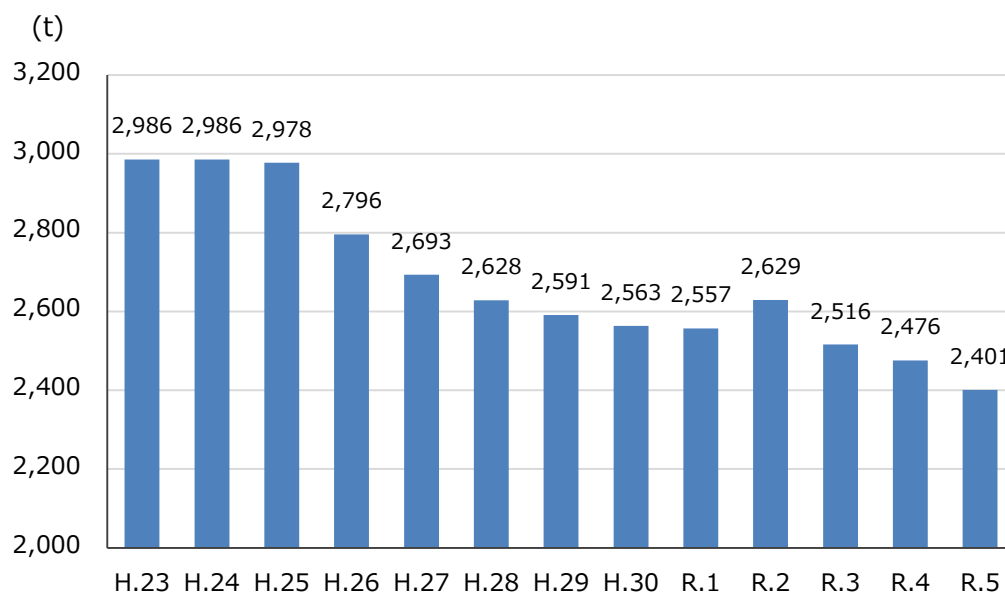


図 ごみ処理の推移（年間総収集量）

1 ごみを出さない

施策 No	施策名	施策内容
35	生ごみの排出抑制・減量化の推進	買い過ぎ、作り過ぎなどにより食品を生ごみにすることは「もったいない」という意識啓発を行い、一般家庭からの生ごみ排出を抑制していきます。また、生活環境整備施設設置補助事業による生ごみ処理機などの普及により、生ごみの減量化を推進します。

第 2 章 施策方針

2 ごみを分別する

施策 No	施策名	施策内容
36	プラスチックの分別収集を促進	各家庭などから出されている可燃ごみの内、リサイクルできる資源ごみが 1 割以上混入している状況です。その資源ごみの約 4 割を占めているプラスチック製容器包装の分別収集を促進することで、可燃ごみの減量化を推進します。また、これまで不燃物として処理されていた、製品プラスチックのリサイクルを開始することで、不燃物の減量化を促進します。

3 ごみを減らす

施策 No	施策名	施策内容
37	公共工事のゼロエミッション化	公共工事の各段階（計画、設計、施工・実施）で廃棄物の排出抑制・適正処理・処分（リサイクルを含む）を検討し、ゼロエミッション化を推進します。

施策 2 リサイクル等を推進する

出てきたごみは、可能な限り Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）することにより、循環の輪づくりを進めていく必要があります。町民も必要性を高く感じています。本町では、15 品目の資源物の分別回収を実施しており、これらの取り組みを今後更に拡大・充実し、循環型社会を推進していきます。

1 資源物の回収を促進する

施策 No	施策名	施策内容
38	資源分別回収及びリサイクルステーションの推進	容器包装リサイクル法に基づく缶・瓶・ペットボトルや廃食用油など 15 品目の資源物の回収を積極的に推進していきます。また、回収資源物の品目について検討していくとともに、リサイクルステーションの活動を周知・推進します。
39	集団資源回収の促進	小・中学校 P T A や地域の集団資源回収など、地域全体での集団資源回収を促進します。
40	資源化実現の検討	可燃ごみとして扱われている生ごみの資源化を検討します。
41	使用済小型家電回収の促進	町が実施している使用済小型家電回収制度や、宅配便小型家電回収システムの周知を行います。

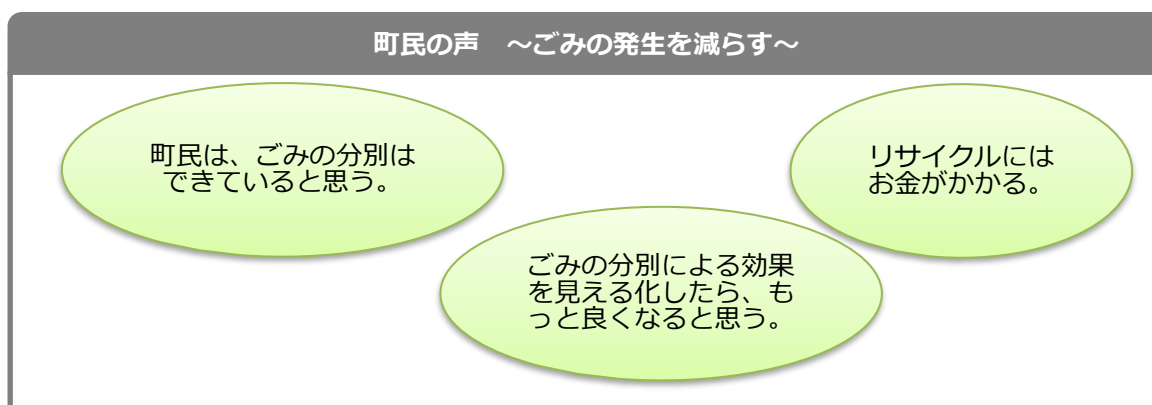
第 2 章 施策方針

2 再利用を促進する

施策 No	施策名	施策内容
42	リユースイベントの実施	リユースイベントの実施などにより廃棄物となるものの再利用を推進していきます。実施にあたっては、環境フェアなどの機会を利用して参加者の拡大を図るとともに、事業として継続できる仕組みづくりも検討します。

3 家庭系ごみの適正処理を推進する

施策 No	施策名	施策内容
43	家庭系ごみの適正な分別・処理の推進	町広報紙や環境講座を通じて廃棄物の分別方法を分かりやすく伝えることにより、家庭系ごみの適正な分別を促進していきます。また、家電リサイクル法により回収方法が定められている家電 6 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）のほか、使用済小型家電についても、情報提供などを通じて、適正な回収・処理を推進します。



施策3 環境にやさしい物品を利用する

環境にやさしい物品を優先的に利用することは、間接的に環境負荷を低減することになります。しかし、グリーン調達やグリーン購入についての認識は十分に普及しているとはいえませんし、事業者も環境に配慮した製品をあまり採用できていません。

そのため、町がグリーン購入や調達に関する情報を積極的に発信するとともに、住民や事業者への普及を図っていきます。

第 2 章 施策方針

1 グリーン購入等を推進する

施策 No	施策名	施策内容
44	グリーン購入等の推進	町ではグリーン購入法や環境配慮契約法に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化を推進します。 また、グリーン購入基準に基づいた物品の調達に努めるとともに、グリーン購入の啓発を行うことで、町、事業者、町民のグリーン調達を推進します。

▶▶ 施策の進捗を確認するための指標

「目標 3. 資源が循環するまち」の進捗や成果を評価するため、以下の項目を指標として設定します。

指標	現況値	目標値	単位
生ごみ等堆肥化処理基等の購入補助基数	27	40	基/年
プラスチック製容器包装回収量	79	80	t/年

目標 4 地球環境にやさしいまち

「地球環境にやさしいまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

施策の体系

【施策目標】	【施策の方向】
施策1 地球温暖化を防ぐ	1 省エネルギーを推進する
	2 再生可能エネルギーの利用を促進する
	3 環境にやさしい移動を促進する
施策2 水資源を守る	1 水を有効に利用する

目標 4 に関連する SDGs ゴール



施策 1 地球温暖化を防ぐ

地球温暖化は緊急かつ深刻な問題であり、また、その原因は私たちの日常生活と密接につながっています。町民へのアンケート結果からも、家庭での省エネ対策が特に重要だという意見が多くありました。

そこで本町は、町、事業者、住民がそれぞれの立場で脱炭素を意識し地球温暖化防止に取り組んでいけるよう、温室効果ガス排出削減活動、省エネ活動といった、身近な取り組みを強く推進していきます。

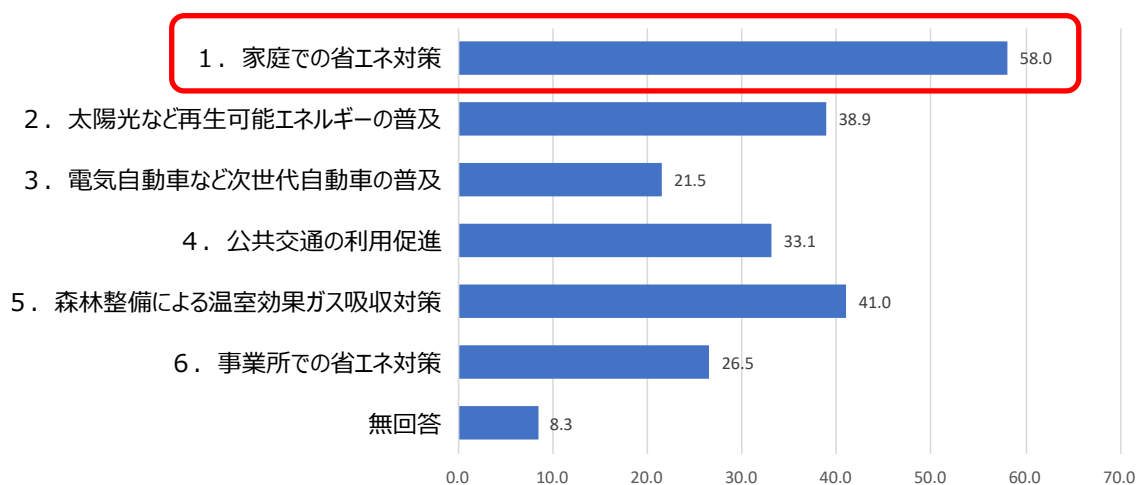


図 優先的に取り組むべき地球温暖化対策

1 省エネルギーを推進する

施策 No	施策名	施策内容
45	住民・事業者の省エネルギー活動の推進	地球温暖化に関する情報提供や啓発活動により、住民・事業者の省エネルギーに対する意識を高めるとともに、電気、ガス、灯油などの効率的な使い方や、省エネルギー機器の紹介などにより、住民・事業者の省エネルギー活動を推進します。
46	公共施設への省エネルギー機器の導入	公共施設への省エネルギー型機器の導入を推進します。

第 2 章 施策方針

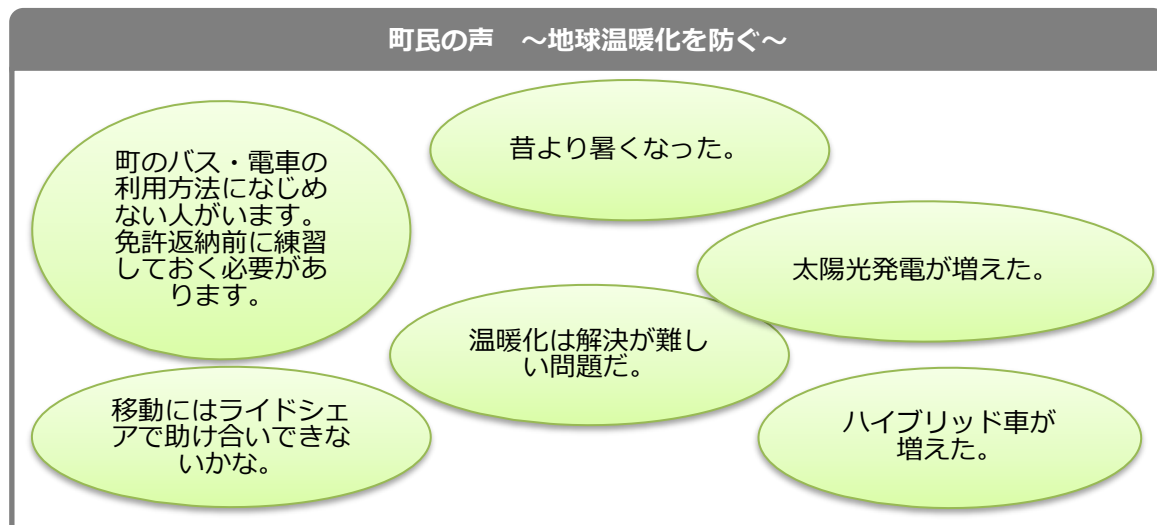
2 再生可能エネルギーの利用を促進する

施策 No	施策名	施策内容
47	再生可能エネルギー・ZEH・ZEBの活用及び普及促進	公共施設での再生可能エネルギーの活用を促進するため、太陽光発電などに関する情報提供を行うとともに、家庭や事業所における再生可能エネルギー並びに高断熱・高気密住宅と次世代エネルギーインフラを組み合わせたZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）及びZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の活用及び普及・促進を図ります。
48	再エネ電力の調達	公共施設での電力調達において再生可能エネルギーの導入を推進します。

3 環境にやさしい移動を促進する

施策 No	施策名	施策内容
49	環境にやさしい公用車導入の促進	公用車（コミュニティバス含む。）への次世代自動車（EV、PHV等）や低燃費車の導入など、脱炭素型の交通網の構築と普及促進に向けた率先的取組を推進します。
50	自動車からの温室効果ガス排出量を削減	住民に対して、災害時での次世代自動車の有効性を周知するほか、EV車用充電インフラの整備など次世代自動車の普及促進を図ります。また、町が所有する次世代自動車を町民等に貸出を行うカーシェアリングシステムを導入することで、次世代自動車の普及促進及び自家用車から排出される温室効果ガスの削減促進を図ります。
51	公共交通機関利用の必要性の周知及び利用促進	様々な機会や媒体を活用して、公共交通機関の利用が環境負荷の低減につながることを住民に伝え、「ノーマイカーデー運動」の更なる周知や、マイカー利用から鉄道・コミュニティバス利用への転換を図ります。
52	レンタサイクル拠点の拡大	過度にクルマに頼るライフスタイルからの脱却を図るため、事業者等と連携して観光ポイントにレンタサイクル拠点を増やし、町内観光の移動手段として定着させていきます。 観光客への一層の利用促進を図るため、民間活力を生かし、PR等を効果的に行うと共に、ニーズに合わせたレンタサイクル拠点の増設を目指します。

第 2 章 施策方針



施策 2 水資源を守る

水資源は無限ではありません。水の使用を減らすことは、間接的に省エネルギーに取り組むことにもなります。

そのため、節水活動などを通じて、水の使用量削減に取り組んでいきます。

1 水を有効に利用する

施策 No	施策名	施策内容
53	節水活動の促進	節水に関する教育、啓発等を行い、節水活動を促進します。

第 2 章 施策方針

▶▶ 施策の進捗を確認するための指標

「目標 4. 地球環境にやさしいまち」の進捗や成果を評価するため、以下の項目を指標として設定します。

指標	現況値	目標値	単位
町内LED防犯灯の増加数	-	80	基/年
公共施設のLED照明導入率	-	100	%
太陽光発電設備導入可能調査の結果に基づく公共施設への設置率	-	50	%
太陽光発電設備の導入量	18,529	31,500	kw
公共施設のZEB化率	-	ZEB Ready	新築建築物の平均
公共施設の再エネ電力の調達率	-	60	%
公用車への次世代自動車導入率 (代替可能な電動車がない場合等を除く)	27	100	%
EV車用充電器の設置数	1	5	か所
カーシェアリング台数	0	1	台
ノーマイカーデー運動賛同事業者数	22	26	団体
名鉄広見線利用者数	770,545	900,000	人/年
コミュニティバス利用者数	23,048	23,500	人/年
レンタサイクル拠点の利用者数	145	200	人/年

目標 5 環境について考え行動するまち

「環境について考え行動するまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

施策の体系

【施策目標】	【施策の方向】
施策1 環境に関する意識・知識を高める	1 環境学習・教育を充実する
	2 環境に関するイベントを実施する
施策2 環境情報を共有する	1 多様な環境情報を伝達する
	2 町の総合的な環境情報を伝達する
施策3 環境保全のための仕組みをつくる	1 コミュニティ活動を盛んにする
	2 環境行政への住民参加を促進する
	3 広域的な政策連携を推進する

目標 5 に関連する SDGs ゴール



施策 1 環境に関する意識・知識を高める

環境を良くしていくためには、住民の環境に対する意識・知識を高めるとともに、一人ひとりが環境保全への取り組みを実践することが重要となります。

アンケート結果にもあるように、次世代を担う子どもへの環境教育・体験学習の推進やわかりやすい情報提供を行っていくため、指導者の育成や、小・中・高等学校をはじめ、幼稚園や保育園とも連携し、環境学習・教育の機会を拡大していきます。同時に、環境に関するイベントの開催などを通じて、本計画についても周知しつつ、環境への意識・知識を高めていきます。

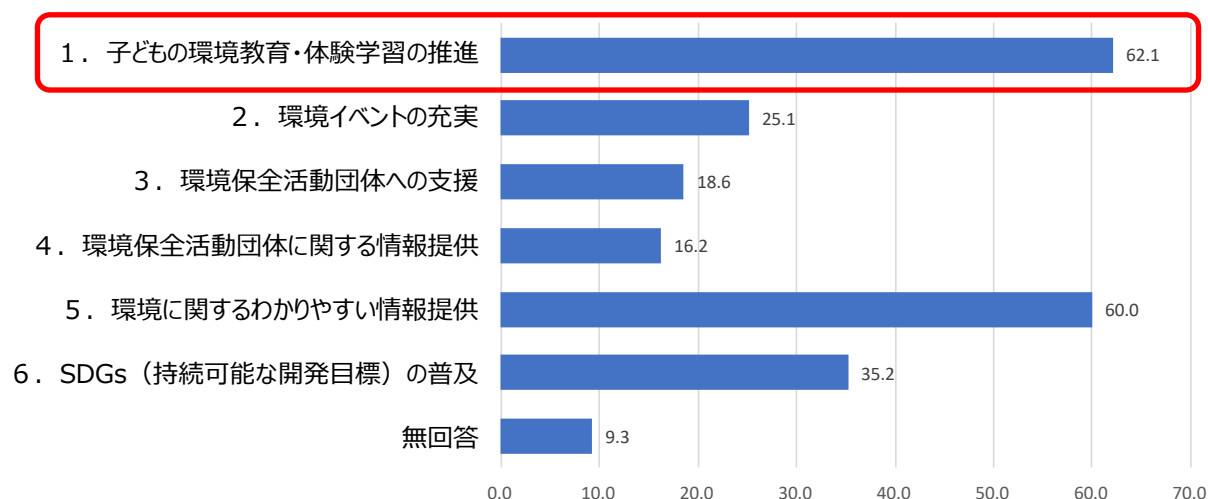


図 優先的に取り組むべき環境教育・環境保全活動

1 環境学習・教育を充実する

施策 No	施策名	施策内容
54	環境マイスター制度の活用	環境マイスター制度を活用し、地域における環境活動や小中学校の環境教育の支援を行います。
55	幼・保・小・中・高等学校の環境教育の充実	各小・中学校では「御嵩町小・中学校教育指導の方針と重点」に基づいた「森林環境学習」、「交通環境学習」の推進・充実を図ります。また、高等学校においても出前講座などを活用した環境教育の推進を図るとともに、幼稚園・保育園とも連携し、幼児期からの環境教育も行います。

第 2 章 施策方針

56	木育の推進	各年代に応じた木育講座等を実施することで、木材の生産から利用までのサイクルを理解し森林と地球環境に関する知識をつけるとともに、生涯を通じて木工を楽しむことができる仕組みづくりを行います。また、各講座や学校等において講師の補助を行う木育サポーターの養成を行います。
----	-------	---

2 環境に関するイベントを実施する

施策 No	施策名	施策内容
57	環境（体験）学習・講座・講演会などの定期的な実施	町職員の環境出前講座や環境有識者を講師とした環境講演会、子ども（親子）や高齢者を対象とした環境講座などを定期的の実施し、環境学習・教育の普及促進を図ります。
58	町環境フェアなど環境イベントの実施	町環境フェアや作品展など、環境意識を高めるイベントを住民や環境団体と連携して定期的の実施していきます。実施にあたっては、住民が参加しやすいイベント内容や地産品の販売など、参加者の拡大を図るための方策を検討します。
59	環境施設見学会などの実施	住民の環境への関心を高めるために、ささゆりクリーンパークなどの環境関連施設や環境先進自治体・企業への見学会などを実施します。

施策 2 環境情報を共有する

環境を良くしていくためには、町・事業者・住民の連携が必要です。そしてそのためには、環境に対して、それぞれが担うべき役割を明確にし、認識する必要があります。しかし現状として、町、事業者、そして住民が一丸となって取り組むべき環境政策の方向性を明確に示している本計画の認知度は、あまり高いとは言えないものでした。

そのため、町・事業者・住民が環境情報を共有し連携できるよう、分かりやすく情報を伝えていきます。

第 2 章 施策方針

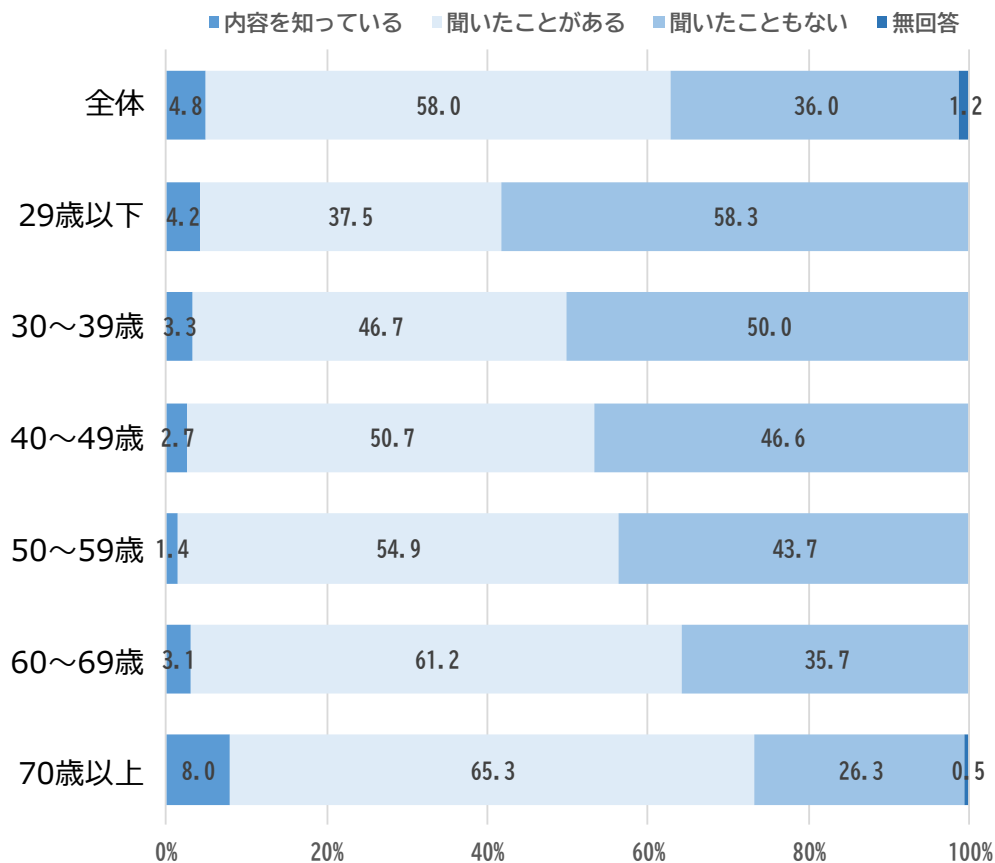


図 年齢別「環境基本計画の認知度」

1 多様な環境情報を伝達する

施策 No	施策名	施策内容
60	インターネット・町広報紙などの活用	町のホームページやSNS、広報紙などを利用して、幅広い環境情報を住民や事業者提供していきます。また、町から情報発信するだけでなく、住民や事業者からの情報発信も促し、情報収集に努めます。

2 町の総合的な環境情報を伝達する

施策 No	施策名	施策内容
61	町の環境に関する報告書の作成・公表	毎年実施している御嵩町環境汚染総合調査（町内の河川水質汚濁、河川農薬など）の結果をホームページなどで公表します。

施策3 環境保全のための仕組みをつくる

環境を良くするためには、個人をはじめ、地域ぐるみの取り組みや各種団体による取り組みが重要となってきます。

そのために、環境ボランティア活動を盛んにすることにより地域における環境活動が活性化され、環境活動への住民参加も促進されます。また、事業者の活動に際しては、環境に対する影響も大きいことから、「環境の保全と創造に関する協定」締結事業者を中心に連携を図っていきます。さらに、近隣市町村といった自治体との広域的な連携についても推進していきます。

1 コミュニティ活動を盛んにする

施策 No	施策名	施策内容
62	環境ボランティア・自然保護活動団体の推進	創意と工夫、そして熱意にあふれた地域づくり活動や環境保全活動を自らの手で進めようとする環境サークルやボランティア団体への支援、助成（地域づくり助成制度など）をNPO法人への移行も視野に入れて行い、活動の推進を図ります。併せて、人材発掘、育成にも努めます。町内の自然保護活動団体との交流を行い、その情報交換を通じ活動を推進します。
63	環境に関する褒賞制度の拡大	御嵩町環境功労者表彰規程に従い、環境に関する優れた取り組みを行った、団体・個人・事業者を表彰していきます。また、褒賞制度や表彰対象者についてPRし、周知を図ります。

2 環境行政への住民参加を促進する

施策 No	施策名	施策内容
64	会議・アンケートなどを通じた住民参加の促進	住民の意見や提案を、町の環境施策に反映するために、住民が環境に関する意見や提案を行える場づくりを行います。また、環境講座などでのアンケートや住民意識調査、事業者意識調査により住民などの環境意識を把握し、行政施策に反映させます。
65	町・事業者・住民の協働による環境保全体制の整備	町、事業者、住民が協働して環境保全を行うため、意見交換の場を設定するとともに、環境基本計画を推進、進捗管理するため、毎年度、環境審議会へ報告を行います。

第 2 章 施策方針

3 広域的な政策連携を推進する

施策 No	施策名	施策内容
66	近隣市町村との連携及び環境先進都市との連携	木曽川流域を構成する市町村や広域行政圏の自治体などと連携して、水環境の保全について協議を行うとともに、環境先進自治体との交流を進め、その事例を施策に反映させます。

▶▶ 施策の進捗を確認するための指標

「目標 5. 環境について考え行動するまち」の進捗や成果を評価するため、以下の項目を指標として設定します。

指標	現況値	目標値	単位
小中学校主催の環境教育対象者数	129	145	人/年
環境講座等の実施回数	9	10	講座/年
林業体験の実施回数	4	5	回/年
木育サポーター数	未実施	5	名
環境啓発イベントの開催数	1	1	回/年
町内事業所の環境関連イベントへの参画事業所数	1	3	回/年

町民の声 ～環境保全のための仕組みをつくる～

いろんな活動をしてくださっているのに、そうした情報を何も知らなかった。
もっとPRしてほしい。

看板は、「～してください」より、「～しましょう」がいい。

若い人も活動に参加しやすくなる雰囲気をつくる。

学校で自然に触れる授業を増やしたい。

第 3 章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制の考え方

本計画を着実に進めていくためには、「町（行政）」や「事業者」、そして「住民」が連携し、それぞれが責任を持ち、三者が一体となって環境を考え、協働による取り組みを推進することが基本となります。

このため、町、事業者、住民、それぞれが担うべき役割を明確にして、取り組みを行う個人や団体などが相互の連携を図るとともに、環境への取り組みに参加する住民や事業者をふやすなどの“ひとづくり”と“情報発信”が必要です。

「第 2 章 施策方針」の個別の施策については、各施策を推進する担当課等が中心となって、総合計画との整合性や進捗に合わせ展開していきます。いずれも、個人・団体、事業者などが連携・協力し、施策を推進していくものとします。

(2) 施策方針の推進体制

1 庁内推進体制

本町の環境に関する施策及び事業の調整と計画進行を図るために、関係各課職員からなる庁内推進委員会を設置します。

庁内推進委員会は、施策方針の推進のための全体調整と推進の主体となる役割を担います。

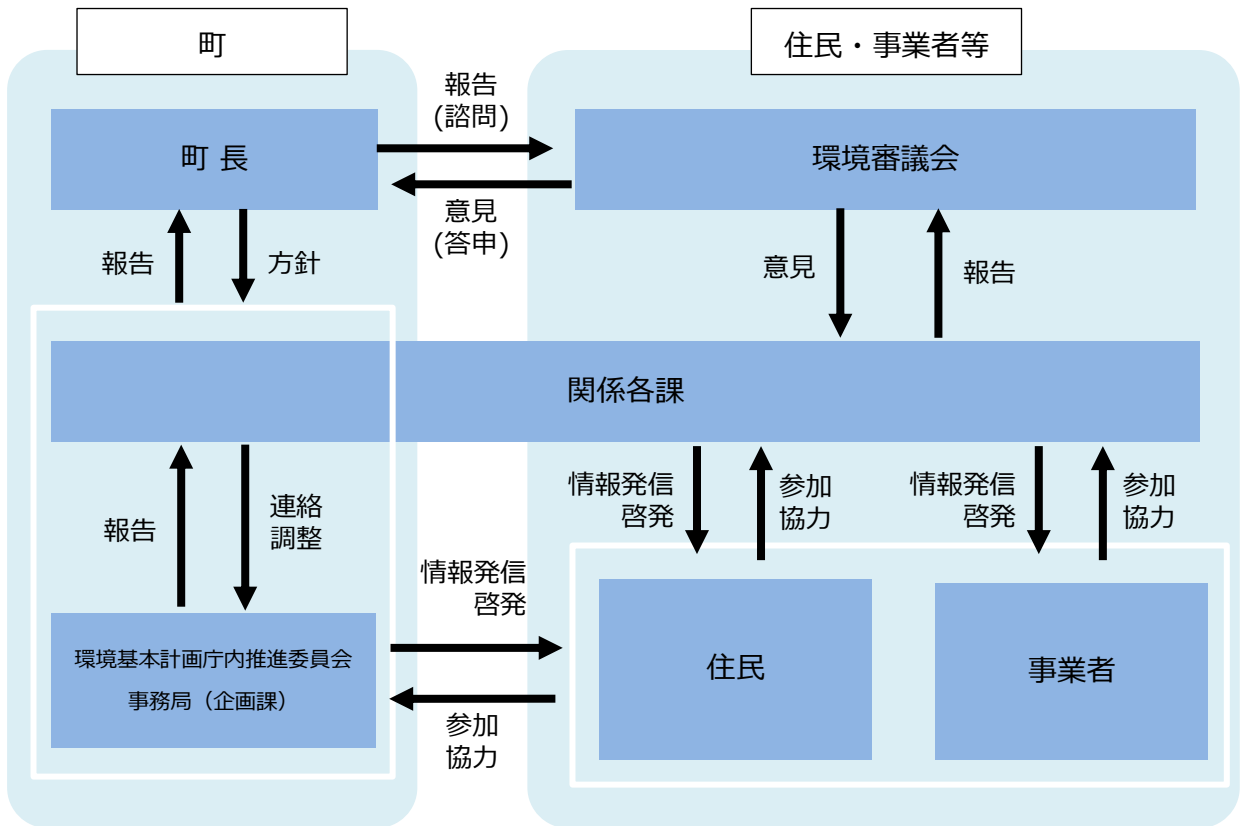
2 施策方針の推進のための協働の体制

施策方針を推進する担当課及び庁内推進委員会は、施策に関する個人、団体、事業者との連携を図るとともに住民等への参加を促し、広く情報発信や啓発活動などを行います。

施策に関連する個人、団体、事業者は、施策方針の推進にあたり、積極的に関与し、町とともに住民への参加を促し、広く情報発信や啓発活動などを行うとともに、それぞれの活動において、事業やイベント等を企画運営します。住民等は、施策方針の推進にあたり、積極的に事業やイベント等に参加します。

企画課は、関係各課職員からなる庁内推進委員会の事務局を担い、環境に係る施策や、協働の考え方に根ざした方策を後押しします。

本計画の推進体制



2. 進行管理

(1) P D C A サイクルの確立

環境基本計画に基づく施策の実効性を高め、実効的かつ継続的に推進していくために、施策方針の P D C A サイクルを確立します。

■ 施策方針の P D C A サイクル

・計画の策定・見直し (P l a n)

↓

・各主体における事業・取り組み等の実施 (D o)

↓

・事業・取り組み等の実施状況の点検・評価 (C h e c k)

↓

・事業内容等の改善・見直し等 (A c t i o n)

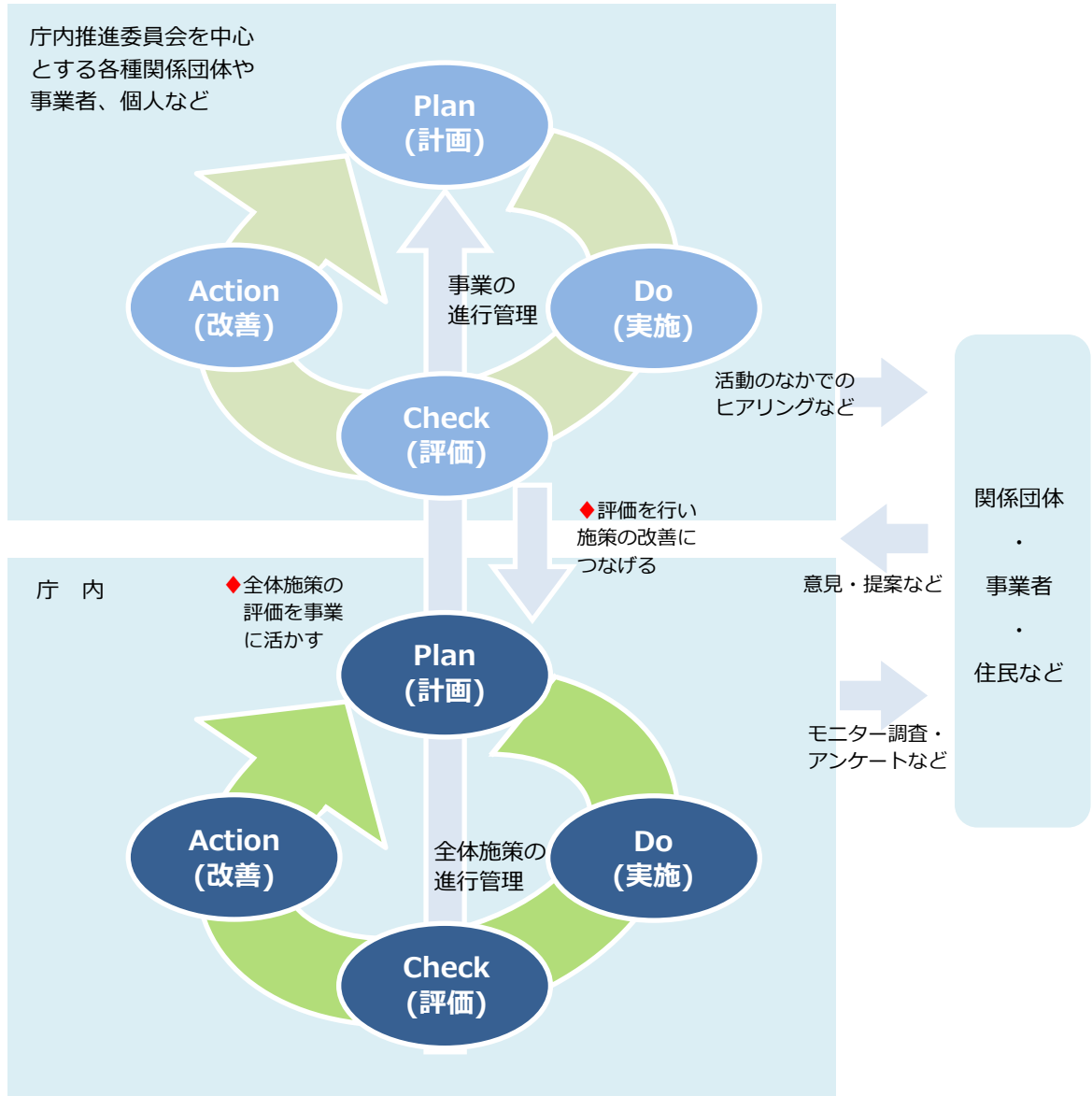
(2) 取組予定と成果の情報発信

企画課や庁内推進委員会をはじめとする施策方針の担当課は、取組の情報発信や成果の報告会等を開催することにより、住民が参画する P D C A サイクルをつくります。

(3) 年次報告書の作成

町長は、環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全等にかかわる施策についての年次報告書を作成し、町環境審議会の意見を付けて公表します。

進行管理の流れ



資料編

1 計画策定の経緯等

年月日	区分	内容
R5.1.12～	アンケート	環境に関するアンケート（一般住民、事業者、子ども）実施（1.12～2.17）
R5.6.16	アンケート	環境に関するアンケート（一般住民、事業者、子ども）調査結果報告
R6.3.22	環境審議会	環境基本計画の変更について（趣旨説明）
R6.4.12	庁内会議	環境基本計画の変更について（趣旨説明）
R6.6.25	諮問	町長より諮問：環境基本計画の変更について
R6.7.21	ワークショップ	新環境基本計画の計画案について
R6.11.29	庁内会議	新環境基本計画の計画案について
R6.12.6	環境審議会	新環境基本計画の計画案について
R7.1.29	庁内会議	新環境基本計画の計画案について
R7.2.13～	意見募集	パブリックコメントによる意見募集（2.13～3.4）
R7.3.28	環境審議会	環境基本計画の計画変更に関する答申について
R7.3.31	策定	新環境基本計画策定

2 意識調査の結果（抜粋）

2.1 調査の概要

(1) 調査の目的

「御嵩町環境基本計画」等を改訂するに際して、環境にかかわる御嵩町の課題や、町民生活や活動、今後の計画に対する意見を把握するために本アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の方法等

	調査対象	調査方法	調査期間
町民	18歳以上の町民1,200人（住民基本台帳から無作為抽出）	郵送配布・郵送回収又はインターネット回答方式	令和5年1月26日 ～令和5年2月17日
事業者	町内の事業者の中から100事業者を無作為抽出	郵送配布・郵送回収又はインターネット回答方式	令和5年1月26日 ～令和5年2月17日
こども	町内小学校5年生児童	町内小学校を通してアンケート調査票の配布及び回収	令和5年1月12日 ～令和5年2月17日

(3) 回収率等

	配布数	回収数	有効票	有効回収率
町民	1,200票	517票	517票	43.08%
事業者	100票	38票	38票	38 %
こども	149票	142票	139票 (回答が不十分な無効票が3票)	93.3%

(4) 集計方法及び結果の表示方法

ア. 集計方法

単純集計を行うとともに、町民では年齢別を中心として、居住地区についてもクロス集計を行っています。事業者では業種別についてクロス集計を行っています。

イ. 留意点

- ① 図表中の数値は、回答者数を母数（n）として割った割合（%）を示しています。
- ② 図表中の構成比（%）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答結果の合計は必ずしも100.0%にはなりません。複数回答の場合の回答割合（%）は回答者数を母数としているため、合計は100%を超えます。
- ③ 選択肢については、図表中については略している場合があります。

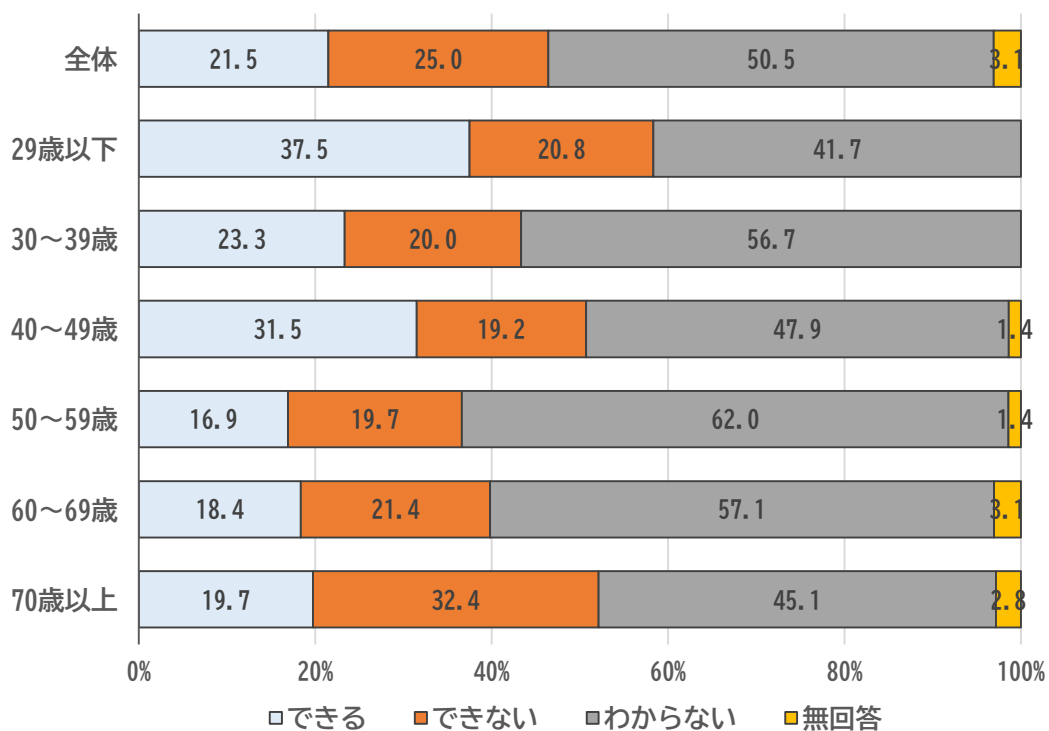
2.2 調査の結果

<町民>

◆ あなたは、御嵩町の環境は素晴らしいと自慢することはできますか。

回答者全体では、自慢することが「できる」が21.5%、「できない」が25.0%、「わからない」が50.5%、「わからない」が50.5%となっています。

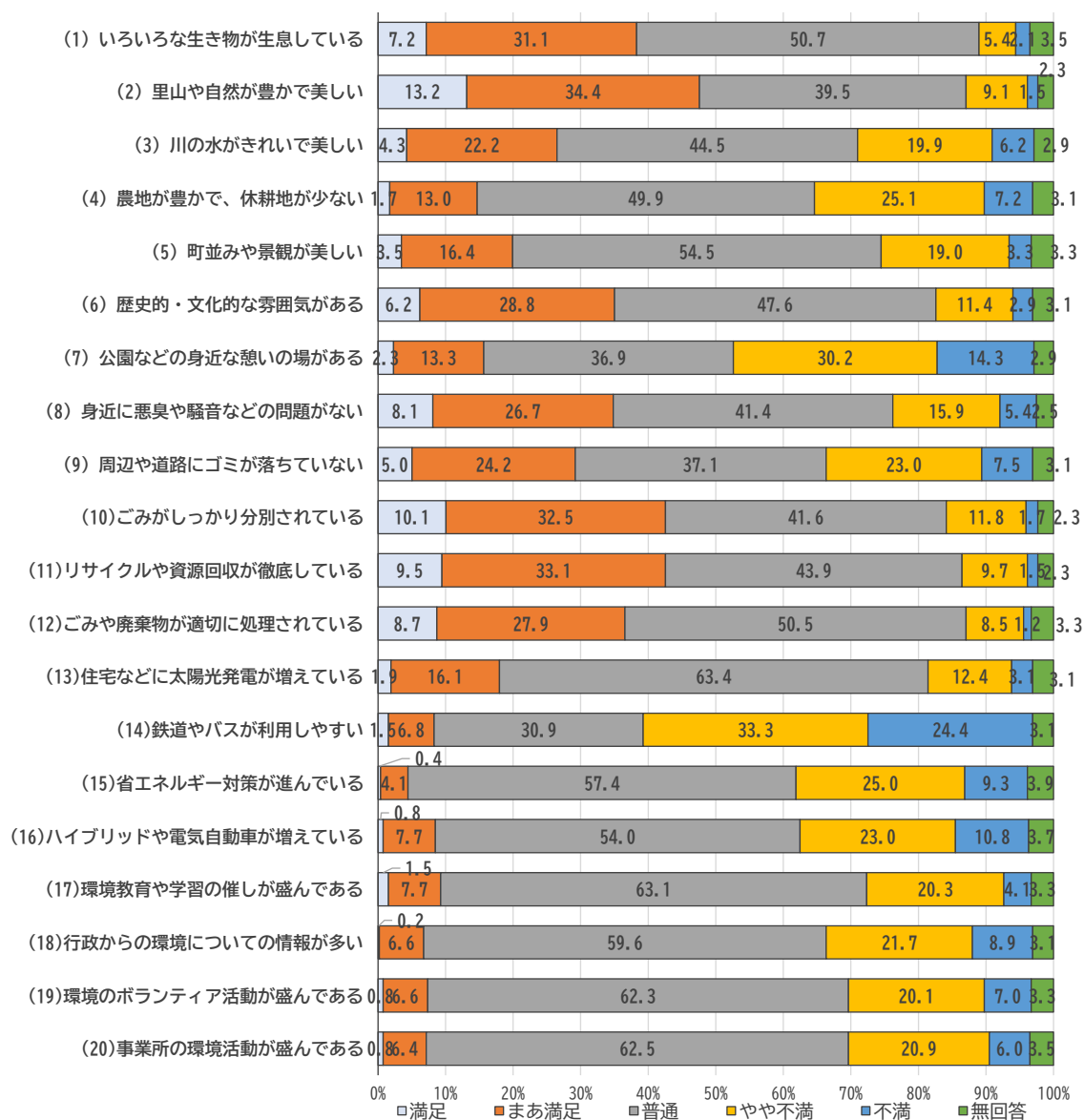
年齢別では、29歳以下と40～49歳では自慢することが「できる」（37.5%、31.5%）が他の年齢層よりも高くなっていますが、70歳以上では「できない」が32.4%と高くなっています。



◆あなたは御嵩町の「環境」の姿や状態について、どの程度満足していますか。

町の環境について、「満足」、「まあ満足」を合わせた割合（満足率）は、「(2) 里山や自然が豊かで美しい」（47.6%）が最も高く、次いで「(10)ごみがしっかり分別されている」（42.6%）、「(11)リサイクルや資源回収が徹底している」（42.6%）、「(1) いろいろな生き物が生息している」（38.3%）、「(12) ごみや廃棄物が適切に処理されている」（36.6%）、「(6) 歴史的・文化的な雰囲気がある」（35.0%）となっています。

満足率が特に低いのは、「(15)省エネルギー対策が進んでいる」（4.5%）、「(18)行政からの環境についての情報が多い」（6.8%）、「(20)事業所の環境活動が盛んである」（7.2%）、「(19)環境のボランティア活動が盛んである」（7.4%）となっています。

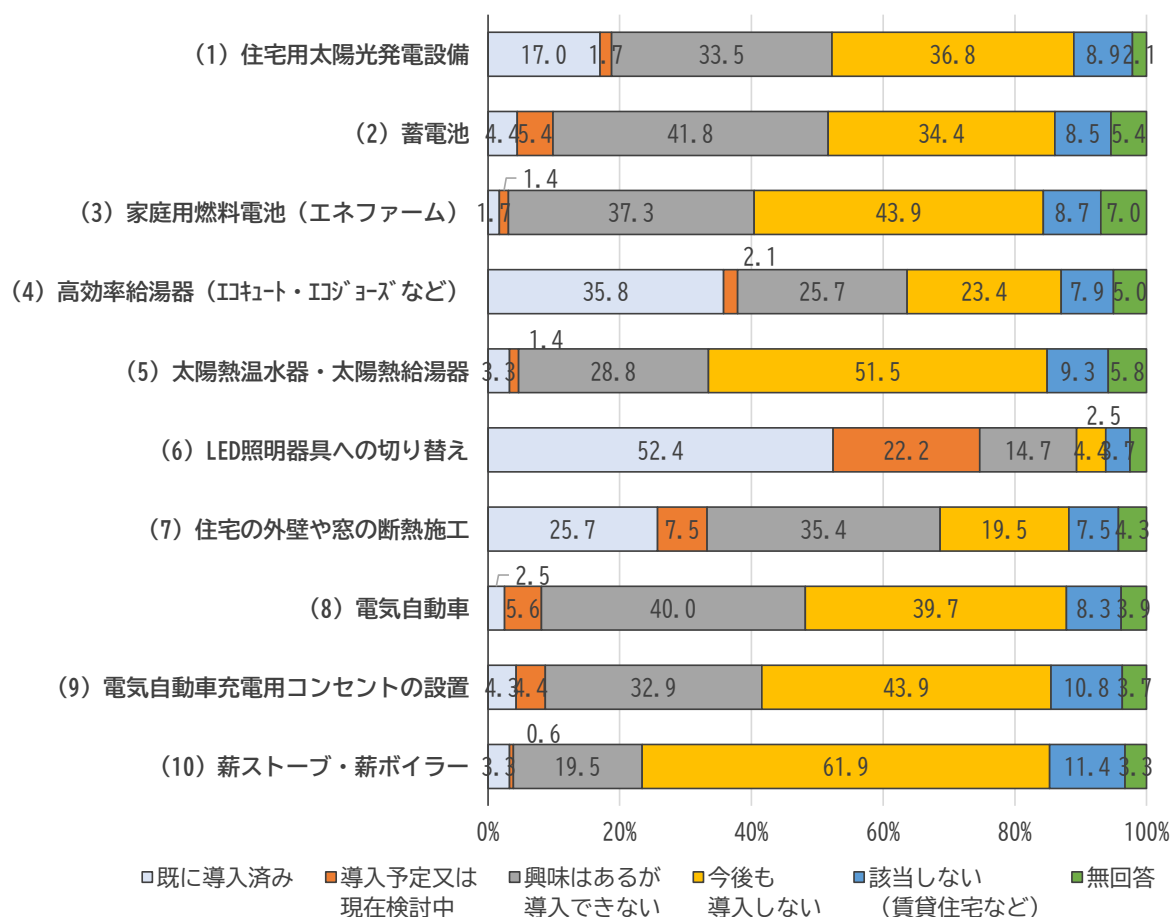


◆既に家庭で導入している、または今後導入したいエネルギー設備はありますか。

設備を「既に導入済み」と「導入予定又は現在検討中」を合わせた割合（導入率）が特に高いのは、「(6) LED照明器具への切り替え」（74.6%）です。

次いで高いのが、「(4) 高効率給湯器（エコキュート・エコジョーズなど）」（37.9%）、「(7) 住宅の外壁や窓の断熱施工」（33.2%）、「(1) 住宅用太陽光発電設備」（18.7%）です。

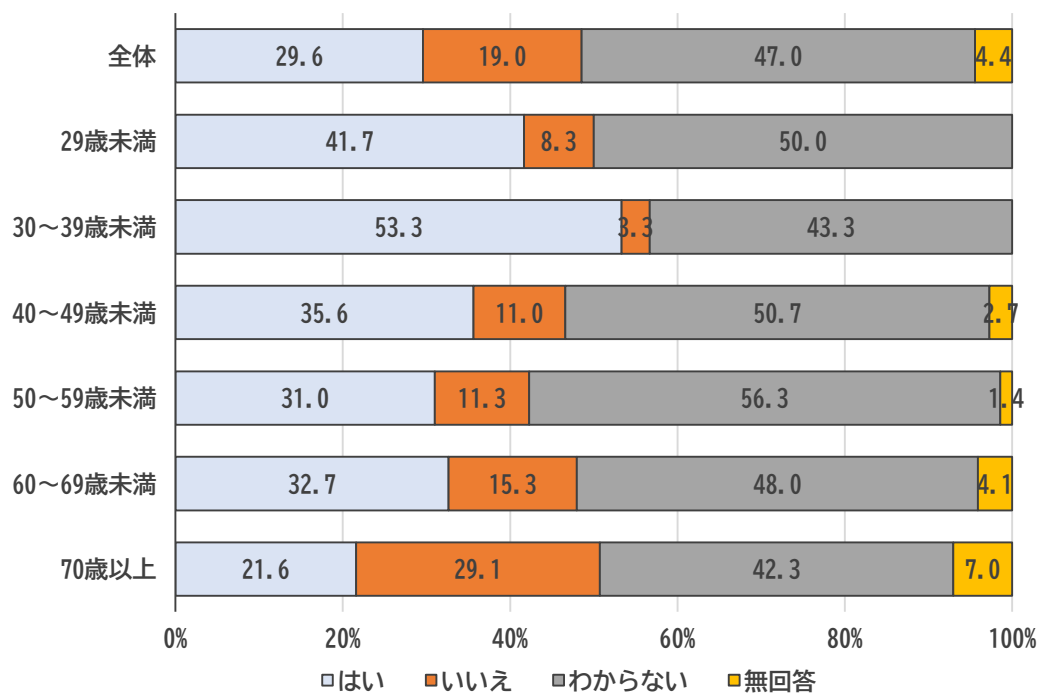
「興味はあるが導入できない」の割合が高い設備としては、「(2) 蓄電池」（41.8%）、「(8) 電気自動車」（40.0%）、「(3) 家庭用燃料電池（エネファーム）」（37.3%）、「(7) 住宅の外壁や窓の断熱施工」（35.4%）、「(1) 住宅用太陽光発電設備」（33.5%）、「(9) 電気自動車充電用コンセントの設置」（32.9%）です。



◆ あなたは、環境に関する活動を今後行ってみたいですか。

回答者全体では、環境に関する活動を今後行ってみたいかについて「はい」は29.6%、「いいえ」は19.0%で、「わからない」が47.0%となっています。

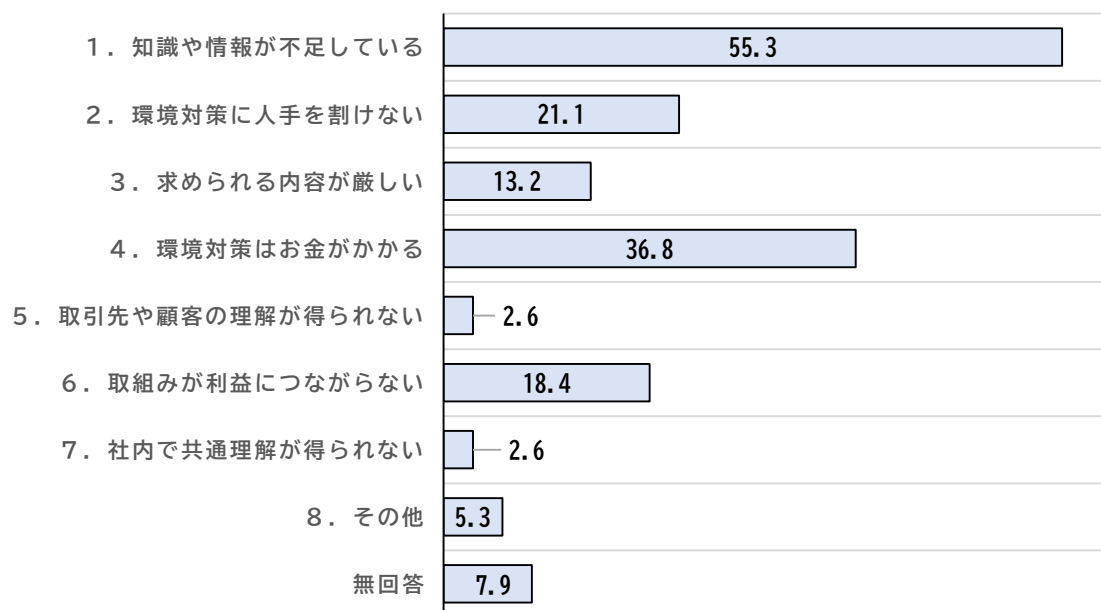
年齢別では、30～39歳で「はい」が53.3%と、他の年齢層よりも高くなっていますが、年齢層が上がるにつれて、「はい」の割合が減少傾向にあります。



<事業者>

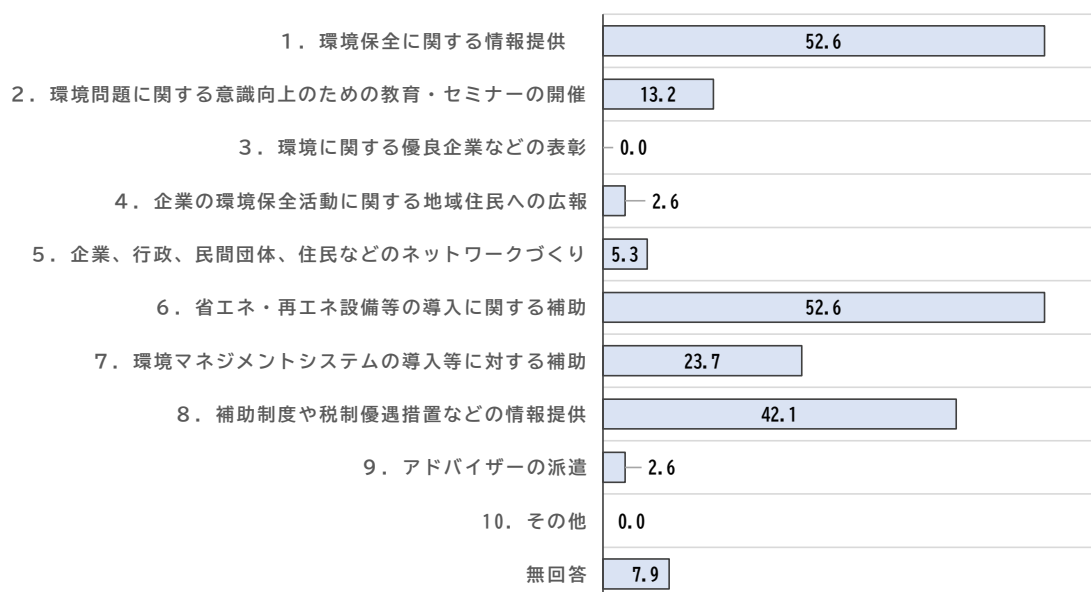
◆貴社は、環境問題への取組みを行う上で、どのような課題を感じていますか。

環境問題への取組みの課題としては、割合が高い順に「1. 知識や情報が不足している」が55.3%、次いで「4. 環境対策はお金がかかる」が36.8%、「2. 環境対策に人手を割けない」が21.1%といった内容になっています。



◆貴社が環境問題への取組みを行う上で、特に町に求めたい支援は次のうちどれですか。

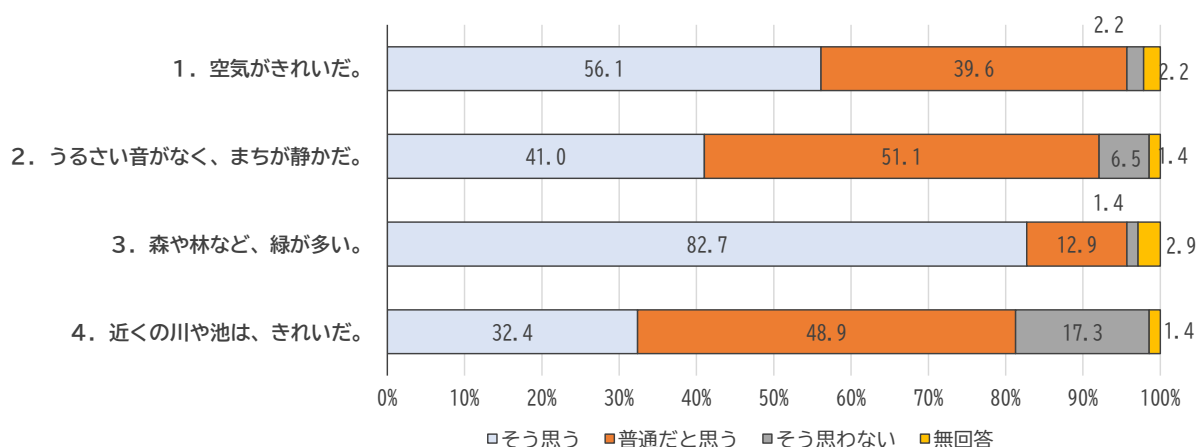
環境問題への取組みについて町に求める支援としては、割合が高いのは、「1. 環境保全に関する情報提供」と「6. 省エネ・再エネ設備等の導入に関する補助」が52.6%、次いで「8. 補助制度や税制優遇措置などの情報提供」が42.1%、「7. 環境マネジメントシステムの導入等に対する補助」が23.7%といった内容になっています。



<こども>

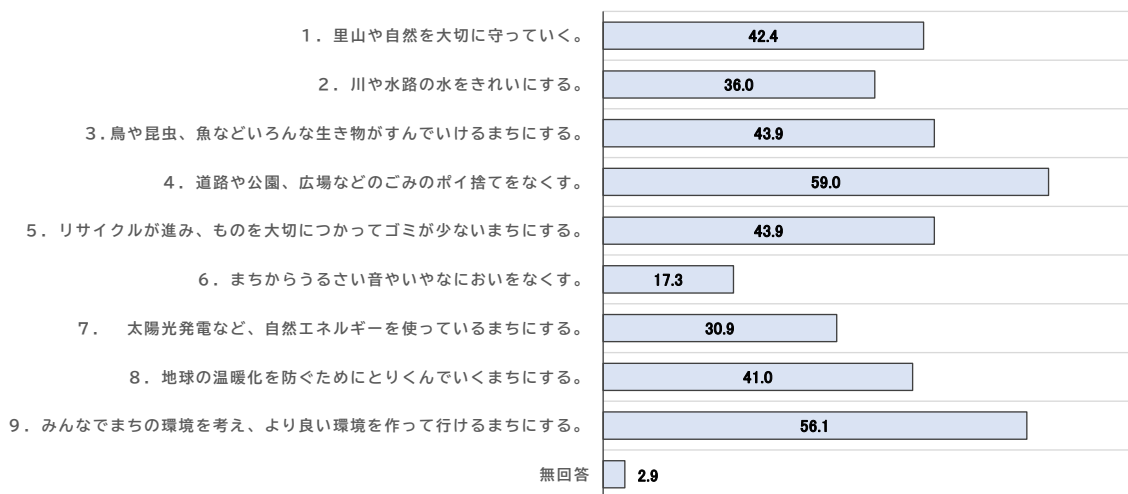
◆あなたは、身近な環境についてどう思っていますか。

身近な環境について、「そう思う」と答えた割合が高いのは、「3. 森や林など、緑が多い。」(82.7%)、「1. 空気がきれいだ。」(56.1%)、「2. うるさい音がなく、まちが静かだ。」(41.0%)となっています。



◆御嵩町のまちの環境をどのようにすると良いと思いますか。

まちの環境をどのようにすべきかについて、答えた割合が高いのは、「4.道路や公園、広場などのごみのポイ捨てをなくす。」が59.0%、「9.みんなでまちの環境を考え、より良い環境を作って行けるまちにする。」が56.1%、「3.鳥や昆虫、魚などいろんな生き物がすんでいけるまちにする。」と「5.リサイクルが進み、ものを大切につかってゴミが少ないまちにする。」が43.9%、「1.里山や自然を大切に守っていく。」が42.4%、「8.地球の温暖化を防ぐためにとりくんでいくまちにする。」が41.0%、「2.川や水路の水をきれいにする。」が36.0%となっています。



3 環境基本条例 (関係分抜粋)

環境基本条例前文

21世紀は「環境の世紀」です。

20世紀を振り返ってみれば、人類はひたすら物質的な豊かさ、生活の利便を求めて、さまざまな開発を進めるとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の果てしないシステムを拡大してきました。その結果、日本をふくむ先進国の人々は確実に豊かさとし便性を手に入れることができました。

その反面、環境の破壊が地球規模で進行し、20世紀末には環境破壊が誰の目にも明らかになってきました。過去の世紀のような人間活動を続けていくと、やがて近い将来、取り返しのつかない事態になる必然性を深く認識しなければなりません。

21世紀初頭のいま、私たちは人類共通の最優先テーマである環境問題に真しに、かつ着実に取り組まねばなりません。

木曾と飛騨の山々と濃尾平野が接するところに位置する御嵩町は、里山の町です。里山は自然と人間がせめぎあうところであり、自然と人間がいかに折り合いをつけていくか試されている「環境前線」の町であります。

御嵩町では20世紀末、産業廃棄物処理場の建設をめぐり全国初の住民投票を実施した結果、町民の大多数が「大量生産・大量消費・大量廃棄のシステム」より「健康に生きていける環境」を選択しました。「カネ」より「命」の選択でした。

地球環境破壊の世紀から地球環境保護の世紀へ、時代の転換点にあたり、御嵩町では町の特性である自然と人間の資源を活かしつつ、先人たちから受け継いだ豊かな環境を後世の人たちに引き継いでいくよう努めなければなりません。

このような認識のもと、町、事業者と町民が一体となって、良好な環境の保全と快適な環境の創造に取り組むことにより、「安心して暮らせる町」を目指すために、この条例を制定します。

環境基本条例第3条 (基本的な考え方)

第3条 何人も良好で快適な環境を享受する権利を有します。

2 環境の保全と創造は、環境に本来備わっている自浄能力を超える環境への負荷を与えると元に戻れなくなるという特性を考慮して、適切に行わなければなりません。

3 環境の保全と創造は、すべての者がそれぞれの立場で、環境への負荷の極力少ない循環型社会を構築するために積極的に行わなければなりません。

4 環境の保全と創造は、すべての者が人と環境とのかかわりについての理解と認識を深め、自主的かつ積極的に参加し、公平な役割分担のもとに協力することによって実現されなければなりません。

5 環境の保全と創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを考慮して、地域でのすべての事業活動と日常活動において積極的に進めなければなりません。

環境基本条例第4条 (町の責務)

第4条 町は、町内の清浄な大気、水、土壌、森林と野生動植物を現在と将来の町民のために保全する責務や保護する責務があります。

2 町は、町が実施する環境の保全と創造にかかわる行為について、情報の提供と住民参加の手続きを整備する責務があります。

3 町は、第3条に定める基本的な考え方に基づき、環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な施策を定め、実施する責務があります。

4 町は、自然的社会的条件に応じ、次の各号について積極的に取り組まなければなりません。

(1) 人と自然が共生する恵み豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存や生物の多様性の確保を図るとともに、里山や水辺などにおける自然環境を保全すること。

(2) 潤い、安らぎ、癒しなどの心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な自然の保全を図りつつ、歴史的文化的遺産の保存、景観の保全、快適な環境の創造を推進すること。

(3) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境の保全を実現するために、廃棄物の発生抑制、資源のリサイクルとエネルギーの適正で効率的な利用を推進すること。

(4) 環境の保全と創造のために、環境に関する活動と地域の環境学習の中心となる者を環境マイスターとして認定し、その活動を奨励すること。

環境基本条例第5条（事業者の責務）

第5条 事業者は、第3条に定める基本的な考え方にのっとり、事業活動を行うに当たって、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するために必要な措置をとる責務があります。

2 事業者は、第3条に定める基本的な考え方を尊重し、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減のために、廃棄物の発生抑制、省エネルギーとリサイクルを推進するなど、資源の有効利用に努める責務があります。

3 事業者は、事業活動を行うに当たって、環境の保全と創造に役立てるため、環境保全と創造に関する協定の締結など町や町民が実施する施策に自ら積極的に協力する責務があります。

環境基本条例第6条（町民の責務）

第6条 町民は、第3条に定める基本的な考え方にのっとり、自らの生活スタイルが環境に負荷を与えていることを認識して、積極的に環境を愛する心と意思を持つように努めなければなりません。

2 町民は、環境を愛する心と意思を持って省エネルギーやリサイクルなどの推進による資源の有効利用を行い、環境への負荷の低減に努める責務があります。

3 町民は、地域で協力して、環境の保全と創造に関する自主的な活動に努める責務があります。

4 町民は、環境の保全と創造に関して、町の実施

する施策に積極的に参加するよう努める責務があります。

環境基本条例第7条（環境基本計画）

第7条 町長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、御嵩町環境基本計画(以下「環境基本計画」といいます。)を定めます。

2 環境基本計画は、環境の保全と創造についての長期的な目標と施策の基本的な事項について定めます。

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映するために公聴会・パブリックコメントなど必要な措置をとるとともに、第19条の規定により設置する御嵩町環境審議会の意見を聞かなければなりません。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

5 環境基本計画を変更しようとする場合にも、第3項と第4項に定めた手続きにより行います。

4 用語解説

用 語		説 明
あ行	えすえぬえす SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略称。インターネットを使って交流できる仕組みで、文章や写真、動画などを投稿すると、他の人と繋がり、情報を共有することができます。
	えぬびーおー NPO	特定非営利活動法人 (Non Profit Organization) の略称。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
	温室効果ガス	地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射している。大気中に赤外線を吸収する気体があると、地表は日射による加温以上に暖まり、「温室効果」がもたらされる。赤外線を吸収する気体を温室効果ガスと呼び、CO ₂ (二酸化炭素)、メタン、亜酸化窒素、フロン、代替フロンなどがある。
か行	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1か所当り面積0.25haを標準として配置する。
	合併処理浄化槽	微生物の働きなどを利用して、水洗トイレのし尿処理だけでなく、台所や風呂などの生活雑排水も合わせて浄化し、きれいな水にして放流する施設。水洗トイレのし尿処理をするものは「単独処理浄化槽」といい、現在は新設できない。
	環境マイスター	御嵩町環境基本条例において、環境に配慮して、リサイクルや廃棄物の削減、減量に取り組んでいる人、自然の素材を活かしたものづくりをしている人、地域の自然環境に造けいの深い人などを「環境マイスター」として定義している。
	気候変動	人類の活動により地表付近の平均気温が上昇することで、気候が変化し、様々な影響が起こる現象のこと。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1か所を誘致距離500mの範囲内で1か所当たり面積2haを標準とする。
	グリーン購入	環境に与える負荷ができるだけ少ない製品を優先的に購入すること。行政や事業者では「グリーン調達」ともいう。
さ行	里山	一般には、農家の裏山や人里近くの丘陵、低山帯に広がる農用林を指す。里山は、稲作農耕文化と深く関わりを持ちながら形成された林で、周囲の水田やため池、水路、河川とともに豊かな生物相を育み、まとまりのある景観をつくりあげてきた。最近では、周辺環境を含めて、里山と呼ばれることも多い。
	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系への排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会。

た行	生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性には、生態系の多様性(森林や河川など様々な自然環境があること)、種の多様性(様々な生物がいること)、遺伝子の多様性(同じ種でも遺伝子に違いがあること)という3つのレベルがある。
	ゼッチ・ゼブ Z E H ・ Z E B	ZEH(ゼッチ)はNet Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ゼブ)はNet Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。建築物や設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等によってエネルギー消費量を削減し、年間のエネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物をいう。
	ゼブレディ Z E B R e a d y	ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化と高効率な省エネルギー設備を備えた建築物の定義のことで、従来の建物で必要なエネルギー比50%削減を達成したものの。
	ゼロ・エミッション	生産工場や事業場から出る全ての廃棄物を、新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物を「ゼロ」にすること。
	地球温暖化	温室効果ガスの増加により、地表の温度が上昇し、気候の変動や人間をはじめ広く生態系に大きな影響を及ぼすこと。
	地産地消	地域で生産された材(食品、建築資材など)を地域で消費しようという考え方。
	都市公園	計画的な「まちづくり」の一環として、都市公園法に基づき、国や県、市町村がその土地や物件についての所有権などの権利を取得した上で、公園として整備管理するもの。
は行	パートナーシップ	複数の主体が、それぞれ役割を分担しながら共同で事業に取り組むしくみ。本計画中では、主に町民・事業者・町の協力体制のことを指す。
	パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公(パブリック)に、意見・情報・改善案など(コメント)を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。
ら行	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。国際的には1966年に国際自然保護連合(IUCN)が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、1989年に環境庁(現環境省)が日本版レッドデータブックを発表している。御嵩町では2007年に初版を作成した。

第 2 期御嵩町環境基本計画

〈 発行年月日 〉 令和 7 年 3 月 31 日

〈 編集・発行 〉 御嵩町 企画課

〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL 0574-67-2111 (代表)

FAX 0574-67-1999